

令和7年第4回千葉市議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月3日（水）午後1時開議

○議事日程

諸般の報告

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 代表質問

○出席議員

1番	石川	美香	君	2番	吉川	英雄	二亮	君
3番	茂呂	一弘	君	4番	田嶋	純友	君子	君
5番	須藤	博文	君	6番	岡野	大島	介弘	君
7番	黒澤	和泉	君	8番	島平	真友	秀隆	君
9番	山崎	眞彦	君	10番	大井	眞弘	夫広	君
11番	渡邊	惟大	君	12番	桜井	秀夫	弘和	君
13番	青山	雅紀	君	14番	伊藤	広弘	香美	君
15番	前田	健一郎	君	16番	石川	君	初聰	君
17番	小坂	さとみ	君	18番	三井	美和	香君	君
19番	渡辺	忍	君	20番	安守	和美	初聰	君
21番	樋澤	洋平	君	22番	屋藤	聰平	香君	君
23番	蛭田	浩文	君	24番	坂伊	吉則	和樹	君
25番	阿部	智毅	君	26番	松伊	吉雅	直崇	君
27番	植草	毅	君	28番	岩藤	雄子	樹子	君
29番	亀井	琢磨	君	30番	田畠	直紀	雄子	君
31番	川合	隆史	君	32番	麻生	樹友	雄子	君
33番	段木	和彦	君	34番	佐々木	崇二	樹子	君
35番	盛田	眞弓	君	36番	櫻井	伸保	二雄	君
37番	森山	和博	君	38番	酒井	賢治	保	君
39番	小松崎	文嘉	君	40番	向井	隆毅	賢茂	君
41番	宇留間	又衛門	君	42番	中島	毅枝	輝枝	君
43番	三須	和夫	君	44番	石井	輝正	信君	君
45番	米持	克彦	君	46番	橋石	君	君	君
47番	白鳥	誠	君	48番	三瓶	君	君	君
49番	中村	公江	君	50番	野本	君	君	君

○説明員

市長 神谷俊一君 副市長 大木正人君

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号(12月3日)

副 市 長	橋 本 直 明 君	病院事業管理者	山 本 恭 平 君
総合政策局長	藤 代 真 史 君	総務局長	久 我 千 晶 君
財政局長	勝瀬 光一郎 君	市民局長	那 須 一 恵 君
保健福祉局長	今 泉 雅 子 君	こども未来局長	大 町 克 己 君
環境局長	秋幡 浩 明 君	経済農政局長	安 部 浩 成 君
都市局長	鹿子木 靖 君	建設局長	山 口 浩 正 君
消防局長	市 村 裕 二 君	水道局長	山 田 裕 之 君
会計管理者	折 原 亮 君	病院局次長	橋 本 欣 哉 君
市長公室長	山 崎 哲 君	総務部長	中 尾 嘉 之 君
教育長	鶴岡 克 彦 君	教育次長	中 島 千 恵 君
選挙管理委員会事務局長	清水 公 嘉 君	人事委員会事務局長	桑 本 茂 樹 君
農業委員会事務局長	渡 部 義 憲 君	代表監査委員	宍 倉 輝 雄 君
○議会事務局			
事務局長	香 取 徹 哉 君	次 長	寺 崎 勝 宣 君
議事課長	安 西 雅 樹 君	議事課長補佐	佐 藤 大 介 君
議事班主査	石 黒 薫 子 君		

○本日の会議に付した事件

諸般の報告

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 代表質問

自由民主党千葉市議会議員団代表 ----- 伊 藤 隆 広 君

- 1 市政運営の基本姿勢について
- 2 総合政策行政について
- 3 総務行政について
- 4 財政について
- 5 市民行政について
- 6 保健福祉行政について
- 7 こども未来行政について
- 8 環境行政について
- 9 経済農政について
- 10 都市行政について
- 11 建設行政について
- 12 消防行政について
- 13 病院行政について
- 14 教育行政について

立憲民主・無所属千葉市議会議員団代表 ----- 麻 生 紀 雄 君

- 1 市政運営の基本姿勢について

-
- 2 総合政策行政について
 - 3 総務行政について
 - 4 財政について
 - 5 保健福祉行政について
 - 6 こども未来行政について
 - 7 環境行政について
 - 8 経済農政について
 - 9 都市行政について
 - 10 建設行政について
 - 11 病院行政について
 - 12 教育行政について
-

午後1時0分開議

○議長（松坂吉則君） これより会議を開きます。

出席議員は49名、会議は成立いたしております。

諸般の報告

○議長（松坂吉則君） 諸般の報告については、お手元に配付のとおりでございます。

諸般の報告

1 監査委員から別途配付のとおり、11月28日付け7監査報告第9号の報告があった。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（松坂吉則君） 日程第1、会議録署名人専任の件を議題といたします。

私より指名いたします。27番・植草毅議員、28番・岩井雅夫議員の両議員にお願いいたします。

日程第2 代表質問

○議長（松坂吉則君） 日程第2、代表質問を行います。

自由民主党千葉市議会議員団代表、14番・伊藤隆広議員。

〔14番・伊藤隆広君 登壇、拍手〕

○14番（伊藤隆広君） 自由民主党千葉市議会議員団の伊藤隆広でございます。会派を代表いたしまして、通告に従い質問を行います。

初めに、市政運営の基本姿勢についてです。

まず、新年度予算編成についてお伺いいたします。

去る10月21日、新たな連立の枠組みによる高市新政権が発足いたしました。

世論調査の中には内閣支持率が80%を超えるものがあるなど、国民からの非常に高い期待が感じられ、今後の新政権の施策展開に、会派としても大いに期待しているところでございます。一方で、我が国の経済情勢に目を転じますと、個人消費の持ち直しの動きや雇用情勢の改善など、明るい兆しも見られる中、物価上昇の継続や米国の通商政策の影響など、様々な下振れリ

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

スクもあり、予断を許さない状況にあります。

また、本市の財政状況も、少子高齢化や物価高騰が続き、様々な市民ニーズへの対応を求められ、年々厳しさを増しており、2期目のスタートとなる予算編成を迎える神谷市長によりましても、大変難しいかじ取りになるのではないかと推察をしております。

そこで、改めてお伺いいたします。

新年度予算編成における取組について、お考えをお聞かせください。

次に、第2次実施計画についてお伺いいたします。

第2次実施計画は、基本計画に基づく今後3年間の市政運営の具体的な取組などを示す大変重要な計画であり、その策定状況は、我が会派のみならず、議会全体や市民にとっても関心が高いものであります。

さきの第3回定例会の我が会派の代表質疑において、策定の基本的な考え方や方向性について確認したところ、行財政運営の持続性確保に向け、事業や施策の実施に当たっては継続前提ではなく、必要な見直しや創意工夫を凝らすといった行財政改革に取り組むとともに、データに基づく政策立案や、緊急性、必要性、未来への投資効果などを含めた総合的な観点から事業の厳選を行うとのことでした。

また、10月末には計画事業の素案が公表されるなど、その後も策定に向け着実に取り組まれているものと承知しております。

そこで、改めてお伺いいたします。

10年先の将来を見据えた中長期的な市政運営の基本方針である基本計画に基づく、第2期の実施計画として、計画の実現に資する事業の立案及び選定を行うに当たり、重視している視点と、現在の策定の進捗状況などについてお聞かせください。

次に、新政権発足による取組や本市への財政上の影響についてお伺いいたします。

先日の所信表明演説の中で、高市首相は、経済あっての財政を基本とし、強い経済を構築するため、責任ある積極財政の考え方の下、戦略的に財政出動を行い、所得や事業収益を増やすことにより、税率を上げずとも税収を増やす好循環を実現させていくこと。

また、内閣が最優先に取り組むこととして、物価高への対応を掲げ、冬の間の電気・ガス料金の支援、ガソリン税の暫定税率の廃止、医療機関・介護施設への対応、給付付き税額控除、高校授業料や給食の無償化など制度設計に着手すると表明されました。

この方針に基づき、11月21日には、強い経済を実現する総合経済対策が策定されるとともに、自治体向けの重点支援交付金の拡充、子供1人当たり2万円の支給をはじめとした補正予算案が同月28日に発表されたところであります。

これらの施策が速やかに実行され、物価高の影響を受ける生活者や事業者に効果を発揮するよう期待する一方で、税制措置の見直しは、本市財政にも影響を及ぼすことが懸念されます。

高校授業料や給食の無償化、給付付き税額控除などについては、新年度予算に向けて引き続き検討が進められております。

そこで、これら新政権による取組や本市への財政上の影響について、3点お伺いいたします。

1点目に、物価高騰対策について。

2点目に、税制措置の見直しによる本市への影響について。

3点目に、医療機関への支援について、お聞かせください。

次に、マリンスタジアムの再構築についてお伺いいたします。

先日の市長定例記者会見において、神谷市長から、球団から新スタジアムのドーム化の可能性について、基本構想の内容も踏まえて、改めて検討する期間を設けてもらいたいとの要請を受け、ドーム化の可能性について再検討することとしたことが公表されました。

我が会派にも、基本構想案骨子の公表後から、ドーム化を望む声が多く寄せられております。

昨今の気候変動の影響等を踏まえると、公的資金によるドーム化は難しいものの、民間資金によるドーム化を模索する動きは、本市にとっても望ましいことではないかと認識しております。

その一方で、建設コストは依然として高止まりをしているようです。また基本構想でも指摘がありましたら、コンサート需要が見込めるかが不透明であり、イニシャルコストやランニングコストの回収可否など、事業性の面からの課題も多くあるのも事実でございます。我が会派としても、本プロジェクトに大変期待するとともに、これらの課題点については注視していく必要があると再認識したところでございます。

そこで、お伺いいたします。

千葉マリンスタジアム再構築基本計画において、ドーム化の可能性を再検討することとなった経緯と、本市として今後どのように進めていくのか、改めてお示しください。

あわせて、本市として、今回球団からの申入れをどのように受け止めているのか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、総合政策行政についてです。

事前復興についてお伺いいたします。

国においては、阪神・淡路大震災、東日本大震災など、過去の甚大な災害を教訓として、復興を迅速かつ円滑に進めるため、平時から備えが不可欠との認識から、防災基本計画の柱として、復興に向けた事前準備の取組を推進する旨、示されているところでございます。

本市においても、首都直下地震など大規模災害の発生が想定される中、都市構造や生活基盤の再生、さらには社会・経済活動の再建を計画的に進めるためには、事前復興の視点で災害発生後の復興と強靭化を目指し、平時からの準備を着実に進めることが必要と考えております。

そして、復興には、産業、住宅、医療福祉、教育など、様々な分野が考えられますが、その中でも市街地分野の復興は、被災後の混乱を抑えながら、地域の復旧や人々の生活再建を迅速に進めることができると同時に、都市の課題や可能性を見直し、持続可能な発展を実現するための重要なステップであります。

そのため、市街地復興分野においても事前準備として、平時から各部局の連携体制を整え、市街地復興の方針を定めておくことが必要であると考えます。

また、事前復興の一つとして有効な地籍調査は、1年目に現況測量、2年目に境界立会い、3年目に成果を国や県の検査を経て法務局へ送付する手順で、土地の境界を明確にする調査と認識しております。

そこで、この度の令和6年能登半島地震の復興状況を踏まえ、改めて4点お伺いいたします。

1点目に、事前復興の取組の必要性について。

2点目に、事前復興の取組の現在の状況と今後の予定について。

3点目に、市街地復興の事前準備の現状と今後の取組について。

4点目に、地籍調査の取組状況について、お聞かせください。

次に、総務行政についてです。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

事務事業の見える化についてお伺いいたします。

本市の厳しさを増す財政状況や今後の人口減少など社会情勢の変化を考慮し、選択と集中の観点から事業を見直していくことが重要であり、事務事業について行政評価を行い、事業の棚卸しを実施し、効果の見込めない事業については、整理・合理化を進めることが重要です。

昨年度の総務委員会では、行政評価を年間調査テーマとして設定し、事務事業に対する評価について調査を行い、本年4月に、市長宛てに提言書を提出いたしました。

提言の内容は、事務事業の全体像や各事業の概要を把握するため、事務事業ごとに概要、根拠法令、予算・決算額などをまとめること、作成に当たっては、既存資料を活用し、事務負担を考慮すること、将来的に事務事業の評価を行うことを踏まえ、効果的な手法を検討することなど、まずは事務事業の全体を見るようにした上で、それを活用して評価を行うといった内容となっております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、現在の検討状況について。

2点目に、今後の予定について、お聞かせください。

次に、財政についてです。

公共施設の包括管理業務委託についてお伺いいたします。

令和6年度、公共施設の包括管理業務委託の分野で先進的な市の1つでございます、明石市の取組を視察させていただきました。

明石市の包括管理は、安全性の向上、長寿命化・効率化を目的として、学校、幼稚園・保育所、市民センター等130を超える施設について、点検・清掃・機械警備・日常修繕業務を一括委託する仕組みでして、平成30年度から第1期を開始し、令和5年度から対象施設数をさらに増やして2期目を迎えているとのことです。

第1期の効果としては、不具合箇所の修繕をスピーディーに安価で対応したこと、内製化修繕により同じ金額で実施できた修繕件数が10倍に増えたこと、利用者による施設満足度が向上したこと、年4,800万円のコスト削減を図れたことなど、多くの効果が出ていると伺い、非常に感銘を受けました。

本市では、様々な公共施設をそれぞれの所管課が管理している、いわゆる縦割りで施設の管理が行われていることから、もっと効率的な施設管理ができるのではないかと考えているところであり、明石市のような施設の包括管理委託を千葉市でも導入することについて検討する必要があると考えております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、公共施設の包括管理という仕組みについての見解。

2点目に、本市での検討の方向性について、お聞かせください。

次に、市民行政についてです。

まず、拉致問題についてお伺いいたします。

北朝鮮による拉致問題の解決については、我が会派としても極めて重要かつ深刻な人権問題との認識の下、これまでの当局の動向に強い関心を持ってまいりました。

私自身も、いまだ帰国を果たせない被害者や御家族の長年にわたる苦悩を思うと、一刻も早く問題が解決されることを心から願っております。

高市早苗内閣総理大臣は、就任早々の10月23日に拉致被害者御家族と面会し、所信表明演説

においても拉致問題は内閣の最重要課題と発言されました。

また、木原稔拉致問題担当大臣は、横田めぐみさんが拉致された11月15日に、新潟市で開かれた、忘れるな拉致県民集会に出席し、最後の拉致問題担当大臣になる強い覚悟を持って、全ての拉致被害者の1日も早い帰国を実現すべく、あらゆる手段を尽くして取り組んでいくと発言され、新政権の決意を感じたところでございます。

さらに、今月10日からは、北朝鮮人権侵害問題啓発週間が始まり、全国的にも世論喚起が進むなど、拉致問題の早期解決に向けて社会全体の機運が高まりを見せていくところです。

また、これまでも若い世代の方々への啓発が課題と認識されており、学校における人権教育で拉致問題を扱う際には、アニメめぐみ等の活用が促されております。

こうした流れを受け、本市も国、県と連携し市民の理解促進と関心維持に努めることが重要であると考えます。

そこで、お伺いいたします。

1点目に、パネル展アンケートの結果を踏まえた取組について。

2点目に、学校における取組について、お聞かせください。

次に、秩序ある共生社会についてお伺いいたします。

国では、本年7月、内閣官房に外国人施策の司令塔となる事務局組織として、外国人との秩序ある共生社会推進室が設置されました。

人口減少に伴う人手不足の状況において、外国人材を必要とする分野があることは事実ですが、一部の外国人による迷惑行為、各種制度の不適切な利用など、市民が不安や不公平を感じる状況も生じており、ルールを守らない方々への厳格な対応や、外国人に関し現状では適切に対応できていない制度の見直しが、同組織には期待されるところであります。

本市におきましても、外国人住民は増加傾向にあり、本年10月末現在で、美浜区の高浜1丁目では人口の約22%、幸町2丁目では約16%を占めるなど、集住する地域も見受けられます。

こうした外国人住民の多い地域では、ごみ出しのルールを守らない、日常生活での騒音に困っている、注意をしても言葉が通じないなどといった地域内でのトラブルの声も寄せられており、外国人住民が地域の生活ルールやマナーを理解し、遵守できるような取組や、日本語を学び、地域の中でコミュニケーションを取り合えるための環境整備が必要であると考えます。

その中で近年、土葬を可能とする墓地について、地域社会との摩擦を生んでおり、宮城県が土葬墓地の整備を検討していることについて、県民による環境や安全、文化的差異などの様々な視点からの反対や懸念の声が多数寄せられ、市町村長の同意も得られず、検討自体を撤回する形になったことは記憶に新しいと思います。

そこで、2点お伺いをいたします。

1点目に、本市における今後の取組について。

2点目に、千葉市内での土葬の制限について、お聞かせください。

次に、フェアトレードの推進についてお伺いいたします。

近年、国際社会では、地球温暖化や貧困、児童労働などの地球規模の課題を背景に、環境や人権に配慮した生産と消費の在り方が一層重視されております。

中でも、フェアトレードは、適正公平な価格で取引することを通じて、途上国の生産者や労働者の生活向上を支えるだけでなく、消費者が自らの選択を通じて社会課題の解決に寄与できる仕組みとして、世界的に広がりを見せています。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

日本国内でも、市民、企業、自治体等が主体となり、地域全体でフェアトレードを推進する、フェアトレードタウンの認定取得に向けた動きが進んでおり、現在7都市がタウンの認定を取得しています。

本市においても、市民グループやフェアトレード商品を扱う事業者などが中心となって、市内各地でフェアトレードマーケットを開催するなど、活動の芽が着実に育ちつつあると感じています。

本市はタウン認定を目指していると伺っておりますが、行政としてこれらの主体をどのようにつなぎ、地域ぐるみの推進につなげていくかが問われております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、本市のフェアトレードの取組について。

2点目に、フェアトレードタウン認定の基準とその進捗状況について、お聞かせください。

次に、保健福祉行政についてです。

超高齢社会における持続可能な高齢者施策についてお伺いいたします。

2025年問題が叫ばれた年となりましたが、高齢者人口の増加は過渡期であり、今後も増加を続け、2040年頃にピークを迎えると推計されております。

この2040年は、団塊ジュニア世代が高齢者となる年であり、3人に1人が高齢者となり、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者も増加するとともに、介護サービス等の利用者の増加も見込まれております。

医療、介護、福祉サービス等の需要が高まり、需給ギャップが拡大し、高齢者施策の実施が危機的状況に陥ることが想定されます。

高齢者に向けて持続可能な施策展開を考え、表明する必要があるのではないでしょうか。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、現状と課題について。

2点目に、今後の施策展開について、お聞かせください。

次に、こども未来行政についてです。

病児・病後児保育についてお伺いいたします。

現役世代が安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりの一環として、病児・病後児保育の提供体制の整備は欠かせないものと認識しております。

市長マニフェストにおいても、受入れ枠の拡大が掲げられており、今年度、JR幕張駅前に施設が開設されたことは、大いに評価すべきものであります。

しかしながら、地域によっては、住まいの近くに施設がなく利用が困難であるとの声も寄せられており、特に美浜区においては実施施設が1か所もなく、利用したくてもできず、遠くの施設を利用せざるを得ない御家庭もおられると思われ、早急に実施施設を確保するなど、環境整備が求められております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、病児・病後児保育のこれまでの取組状況について。

2点目に、今後の取組方針について、お聞かせください。

次に、環境行政についてです。

再生資源物の屋外保管についてお伺いいたします。

令和3年11月に、全国初となる設置許可制を導入した、千葉市再生資源物の屋外保管に関する

る条例が施行されてから、4年が経過いたしました。

この間、当局におかれては、立会検査等により大半の事業場で保管基準を遵守させるとともに、指導に従わない事業者に対しては改善命令を発出して改善を求めるなど、積極的に取り組んでいただいていると承知しております。

また、条例制定後に設置許可を取得して、新たに事業を始められた事業場は年2件程度にとどまっており、本市独自の条例による効果が出てきている一方で、事業場内での大規模な火災は1年以上起きていないものの、小規模なものは度々発生しております。

これを受け、今年4月に条例規則を改正し、火災の発生リスクが高い、雑品スクラップの保管場について、この10月より新たな保管基準が適用され、当局による立入検査等での指導が期待されるところです。

また、条例では、許可の有効期限は5年と定められ、許可更新の時期が来年に控えておりますが、保管基準を遵守しない、法令遵守の意識が低い事業場に対し、安易に更新するべきではないと考えます。

そこで、2点伺います。

1点目、火災の発生及び延焼防止に向けた取組について。

2点目、許可更新に向けた今後の取組について、お聞かせください。

次に、経済農政についてです。

まず、企業立地の促進についてお伺いいたします。

企業立地については、神谷市長就任後、大きな成果を上げており、令和4年度から6年度まで、3年連続での過去最高の事業計画認定件数を更新するなど、好調に推移しており、マニフェストによると、令和3年3月の市長就任以降、企業立地による税収効果が約12億円、雇用効果が約5,100人という見込みとなっております。

この成果の要因は2つあると考えており、1つ目が企業立地課の職員による精力的な訪問活動、2つ目が全国トップクラスの企業立地補助制度であります。

企業への訪問活動の成果は、蓄積されたノウハウと営業経験のある職員の採用によるものと伺っており、これは本市の貴重な財産として、ぜひ継続していただきたいと思います。

そして、企業立地補助制度については毎年度見直しを行っているということですが、近年の実績や、千葉県の類似制度の充実を踏まえると、補助効果や効率性を高めるタイミングにきているのではないかと考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、今年度の企業立地の取組の状況について。

2点目に、来年度以降の補助制度見直しの方向性について、お聞かせください。

次に、宿泊税についてお伺いいたします。

千葉市議会としては、昨年10月の千葉県からの宿泊税導入に向けた検討の報告に対し、同年12月、県の宿泊税導入に際し、慎重な検討と県内市町村との調整を求める意見書を全会一致で可決し、県に提出したところです。

千葉県からは、本年1月、宿泊者数80%、旅行者数20%の割合を算定基礎として算出した交付金により市町村支援を実施すること及び本市への交付金額の試算額が約1億5,000万円であることが示されたものの、この割合では不十分であると考えており、また、活用要件についても、宿泊税導入以降新たに行う事業に限定されており、柔軟性を欠くものと考えております。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

そこで、さきの第3回定例会で、我が会派からの代表質疑及び私からの一般質問において、本市から県に対し、交付金の割合を増やすこと、また個々の自治体が抱える観光課題に柔軟に使うことができるよう交付金の活用要件を見直すことの2点を要望するよう意見を申し上げたところ、交付金の割合及び活用要件について、県と協議するという御答弁をいただきました。

また、千葉県が広域的に取り組む観光振興施策、例えば、DMO、観光地域づくり法人への支援などについても、県内宿泊者全てに課税していることから、その使途等について、透明性を確保した上で、説明責任を果たす必要があると考えるところでございます。

そこで伺います。

1点目に、千葉県との協議の状況について。

2点目に、DMOへの支援の透明化を県に働きかけるべきと考えるかどうかについて、お聞かせください。

次に、都市行政についてです。

動物公園の料金体系についてお伺いいたします。

千葉市動物公園は市民に広く親しまれ、教育的、文化的な役割についても拡大をしております。その一方で、その運営には、一般会計からの多額の繰入を行っているのが現状であることに加え、近年の物価や人件費の上昇による、動物の飼育費や施設維持管理費の増加により、安定的な運営がさらに厳しくなっていくと考えるところでございます。

こうした状況を踏まえ、受益者負担の適正化の観点からも、入園料の見直しは避けて通れない課題であると認識しており、とりわけ、無料とする区分については、無償提供を続けるのか、あるいは一部の範囲で負担をお願いするのかなど、料金区分の妥当性についても、改めて精査すべき時期に来ているのではないかと考えます。

また、新たな客層へのアプローチとして、近年好調である訪日外国人の取り込みなども取り組むべきであると考えます。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目に、これまでの料金改定と効果について。

2点目に、今後の料金体系の見直しについて。

3点目に、訪日外国人旅行者の取り込みについて、お聞かせください。

次に、建設行政についてです。

まず、新湾岸道路についてお伺いいたします。

新湾岸道路は、県内湾岸地域を結び、東京方面と連携強化による経済の活性化や防災機能の向上を図る重要なインフラ施設となることが期待されております。

我が会派といたしましても、京葉道路や国道357号など広範囲にわたり発生している交通混雑を抜本的に解消するだけでなく、国際拠点である千葉港をはじめ、幕張新都心や蘇我副都心など経済活動を支える重要な拠点のさらなる活性化に資する新湾岸道路の早期具体化を強く訴えてきたところでございます。

今年5月には、有識者委員会において、概略ルート案として、道路新設案と現道拡幅案の2案が、構造の案として、道路新設案の高架構造と地下構造が示されるなど、今までよりも一歩進んだ内容が示されました。我が会派のもとにも様々な方面から御意見をいただいており、市民の関心が以前にも増して高まっていることを実感しております。

このような中、7月からこれらの案に対する意見を広く伺うためのコミュニケーション活動

が行われたとのことですので、地域の皆様などからどのような意見が寄せられたのか、確認したいと思います。

そこで、お伺いいたします。

コミュニケーション活動の内容と今後の予定について、お聞かせください。

次に、市営駐輪場の管理運営についてお伺いいたします。

多くの通勤・通学者が利用し、市民生活に欠かせない施設である駐輪場については、我が会派でも現状を抱える課題や対応方針などについて取り上げてきました。

さきの第2回定例会の代表質問では、管理経費を縮減するため、委託を一括するなど新たな管理手法について検討を行っていくこと、また、駐輪場を利用するための手続を簡素化し、市民の来庁の手間を軽減するため、支払いの電子決済や手続のオンライン化について検討を行っていくと、御答弁がありました。

また、第3回定例会において、利用料金の改定に向けた条例の一部改正が発議された際にも同様の説明があり、今後、これらについて、どのような取組を進めていくのか確認したいと思います。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、管理費縮減に向けた対策について。

2点目に、オンライン化の検討内容について、お聞かせください。

次に、消防行政についてです。

救急車の適正利用についてお伺いいたします。

現在、本市の救急搬送体制は、増加の一途をたどる救急需要により極めて逼迫した状況にあり、消防庁が定める、医療機関への受入れ照会回数4回以上、かつ現場滞在時間30分以上の事案に該当する救急搬送困難事案につながることが懸念されます。

市民の生命と安全を守る限りである救急体制の維持、強化は、市政の最重要課題の一つであり、特に、不適正な救急要請の抑制は、限りある救急車と隊員の負担を軽減し、真に救急を必要とする市民への迅速な対応を確保するための要であると認識しております。

本市では、頻回利用者対策や新たなシステムの導入、救急隊の増隊、コンビニ等での休息取得を認める運用改善など、多角的な対策を講じているところですが、その効果を上回るスピードで救急需要が増加しており、抜本的な対策が急務です。

その対策の一つとして期待できるのが、選定療養費制度の導入でございます。これまで我が会派の米持議員、阿部議員をはじめとして、ほかの会派の議員からも質問などがされており、議会全体が高い関心と危機意識を持っております。

全国的には、2024年から三重県松坂市と茨城県が、緊急性のない軽症患者の救急車利用に対して、選定療養費の徴収制度を導入し、報道によれば、制度導入後の三重県松坂地区では、救急出動件数が前年同月比で約22%の減少、また茨城県でも約15%減少した地域があったなど、一定の効果を上げていると聞いております。

この制度は、通常の診療費とは別に医療機関が料金を徴収することで救急車の利用の適正化を図るものであり、市民負担や公平性の観点などから慎重な議論が必要ですが、抜本的な対策として、その動向については注視すべきであると考えます。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目に、現在の救急需要の増加状況と分析について。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

2点目に、不適正な救急要請の抑制と救急体制強化に向けた取組について。

3点目に、選定療養費制度を活用した救急搬送抑制策への見解について、お聞かせください。
次に、病院行政についてです。

（仮称）幕張海浜病院における救急体制の強化について、お伺いいたします。

増加の一途をたどる救急需要に対応するためには、受け皿側である病院の救急体制の強化も重要です。

本市では築40年が経過し老朽化が進んだ海浜病院に代わり、美浜区若葉地区に新しい総合病院を移転、新築する計画を進めており、令和8年秋に新病院、（仮称）幕張海浜病院の開院を予定しております。

救急医療体制としては、現海浜病院は二次救急を担っておりますが、対応時間や人的リソースに課題がある中、新病院の基本計画では、救急医療の強化が明示されており、24時間体制の拡充やE R機能の充実、さらには災害医療への備えも期待されております。

加えて、海浜病院で既に運用している病院所有の高規格救急車を用いた転院搬送についても、新病院でどのように発展していくのかということも非常に重要であります。

そこでお伺いいたします。

（仮称）幕張海浜病院においては、どのように救急体制を強化していくのか、お聞かせください。

最後に、教育行政についてです。

まず、小学校における児童数増加への対応についてお伺いいたします。

千葉市は昨年1年間で約5,000人の人口増を実現しておりますが、住宅開発による人口増加は、地域に活気が出る反面、様々な影響を与え、その1つが、小学校における極端な児童数の増加であります。

その一例として挙げられる幕張新都心若葉住宅地区では、まちづくりと人口の増加に併せて、小学校の新設が進められ、来年4月にも開校を迎ますが、開発は現在進行中であり、開校後も児童数の急増が見込まれていることから、当局における計画的な対応が求められます。

また、こうしたマンション等の住宅開発により局所的に児童数が急増する学校は他地域にもあり、今後、懸念される学校としては、稲毛区の小中台小学校が挙げられます。

小学校の隣地にある千葉大学旧国際交流会館・学生寮跡地を千葉大学が処分の検討を進めていると聞いておりますが、JR稻毛駅からほど近いことから、大規模なマンションが新設されることが想像に難しくなく、小中台小学校の現状を踏まえると、教育環境への影響が大いに懸念されます。

のことから、子供たちの良好な教育環境の確保のために、千葉大学から当該地の一部を取得するなどを検討すべきと考えます。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目に、局所的な児童数の増加への対応について。

2点目に、幕張新都心若葉住宅地区における児童数の増加への対応と開校に向けた準備状況について。

3点目に、千葉大学旧国際交流会館・学生寮跡地の処分に対する対応について、お聞かせください。

次に、外国にルーツを持つ児童生徒への日本語指導についてお伺いいたします。

近年、国内の小中学校では、外国にルーツを持つ児童生徒の在籍数が年々増加し、本市においても同様の状況となっております。

多様な言語や文化を背景に持つ子供たちが日本の学校で学ぶことは、互いの理解を深め、国際感覚を育む機会である一方で、日本語の習得という大きな課題も抱えております。

特に、入国間もない児童生徒にとって、日本語は学習や日常生活の基盤でありながら、その力が十分に育たないままでは、授業内容の理解や友人との交流に困難を感じることから、学校現場における日本語指導の充実が求められますが、児童生徒のサポート体制や、支援の継続的な仕組みづくりにはまだ課題が残されていると感じるところです。

また、児童生徒の一人一人の日本語能力には個人差が大きく、一斉指導のような画一的な方法では対応が難しいことに加え、単に話せる、読めるだけでなく、教科学習に必要な言語を身につけられるよう支援する必要があります。

こうした状況を踏まえ、外国にルーツを持つ児童生徒への日本語指導について、学校としてどのような体制や工夫が可能なのか、また行政としてどう関わり、学校へのサポート体制を強化しているのかが問われております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、現状と課題について。

2点目に、プレクラス設置の時期を含めた今後の見通しについて、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。真摯なる御答弁よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。神谷市長。

[市長・神谷俊一君 登壇]

○市長（神谷俊一君） ただいま、自由民主党千葉市議会議員団を代表されて、伊藤隆広議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、新年度予算編成についてお答えします。

新年度予算編成における取組についてですが、これまでの財政運営に当たりましては、財政の健全性に配慮しながら、市民生活の向上や本市の持続的発展に向けた施策について、限られた財源の重点的、効率的な配分に努めてきたところであり、子供・教育や健康・福祉、安全・安心や地域経済といった分野に加えて、物価高騰対策など、各種施策により、市民サービスの向上が図られたものと考えております。

近い将来到来する人口減少局面におきましても、引き続き、個人や事業者に選ばれるためには、これまでの取組を着実に進めるとともに、職住近接を生かしたゆとりある暮らしづくりや、雇用・商業・観光の拠点的な役割を果たすまちづくりの推進など、本市ならではの特性を生かしながら、新たな時代を切り開く未来志向のまちづくりを進めが必要であると認識しております。

このような認識の下、新年度予算編成におきましては、現在策定中の第2次実施計画事業をはじめ、基礎自治体として、特に市民生活に密接に関連する事業について、事業費の精査を行なながら着実に推進する必要があると考えております。

また、新年度の財政見通しにつきましては、市税収入の堅調な推移が見込まれるもの、法に基づく障害者介護給付や民間保育施設給付をはじめとする社会保障関係経費のほか、物価高騰に伴う各種行政コストの増加など、歳入の増を上回る多額の財政需要が見込まれるとともに、活用可能な財政調整基金の額は非常に少なくなっているなど、一層厳しさが増すものと考えて

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

おります。

こうした状況を踏まえて、予算編成に当たっては、各種施策の財源確保に向け、あらゆる歳入確保策を講じますとともに、歳出におきましても、既存事務事業について、社会情勢等の変化を踏まえ、必要性や効果を検証し、徹底した整理・合理化を図るなど、持続的な財政運営に資する取組を推進しながら、時期を捉えたメリハリのある財源の配分に努めてまいります。

次に、第2次実施計画についてお答えします。

計画事業の立案・選定に当たり重視する視点及び策定の進捗状況等についてですが、現下の財政状況において、本市の自主事業を支える一般財源の使途の自由度はかなり低くなってきており、施策展開に制約を受けるとともに、今後、社会全体の労働力の確保が一段と困難となることが見込まれ、持続的かつ質の高い行政サービスの提供に影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで、計画の策定に当たりましては、基本計画に掲げる4つの、未来のまちづくりに向けた戦略的視点とまちづくりを進める力を、事業選定に当たり重視すべき視点として、緊急性、必要性、未来への投資効果などを含めた総合的な観点から、これまで以上に、選択と集中による事業の厳選を行い、市民生活への影響が大きい、新規性、拡充性がある事業を位置づけることといたしました。

これまでに、取りまとめた計画事業の素案について、市民意見募集を実施したところであり、現在、重視すべき視点に照らして計画への反映などの検討を進めているところでございます。

今後、計画事業の精査とともに、進行管理と評価を適切に行うための指標の設定などの検討を進め、来年1月から2月にかけて計画案を決定し、2月にパブリックコメント手続を行った上で、3月末の策定、公表を予定しております。

第2次実施計画のスタートとなる来年度は、千葉開府900年の節目を迎えます。不確かな時代にあっても、本市の特性を活かし、住みやすさや都市としての拠点性を高め、基本計画に掲げる、「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」の実現に資する計画となるよう、引き続き策定を進めてまいります。

次に、新政権発足による取組や本市への財政上の影響についてお答えします。

まず、物価高騰対策についてですが、新政権におきましては、物価高騰への対応を最優先課題として、ガソリンの暫定税率の廃止、赤字に苦しむ医療機関等への支援、高校授業料や学校給食費の無償化、自治体向けの重点支援地方交付金の拡充などを進められる方針であり、本市としては、各種施策が効果を発揮することを期待しております。

また、11月に策定された経済対策では、寒さの厳しい冬の間の電気・ガス代の支援のほか、物価高騰の影響を地域の実情に応じて、きめ細かく緩和する対策を講ずるため、重点支援地方交付金が拡充され、食料品価格の高騰に対する支援を特別枠として設けるなど、新たな支援内容が示されたところであります。

こうした国の動きを受けて、本市として、必要な物価高騰対策について、現在、検討を進めているところであり、今後、国の補正予算の動向を注視し、交付金の配分状況や、国や県の対策の動向を見極めながら、迅速な対応を図ってまいります。

次に、税制措置の見直しによる本市の影響についてですが、新政権が策定した経済対策において、ガソリン分の地方揮発油税に係る暫定税率は、令和7年12月31日に廃止、また、軽油引取税に係る暫定税率は、8年4月1日に廃止することが明記され、ガソリンの暫定税率を廃止する法案については、先月11月25日に衆議院で可決し、同28日には参議院で可決し、成立して

おります。

このことによる本市の影響を令和7年度予算ベースで試算しますと、ガソリン分の地方揮発油譲与税は1億1,600万円、軽油引取税交付金は28億6,000万円、合わせて29億7,600万円の減収が見込まれております。なお、この減収分につきましては、現行の地方交付税制度に基づきますと、22億6,100万円は交付税で措置されることから、実質の減収額は7億1,500万円となる見込みでございます。

地方財源の減収によって、市民サービスに影響が出ることを懸念しております。今後、国会等における議論の動向を注視する必要がございますが、安定的な代替財源を確実に確保すべきという自治体の意見を尊重し、丁寧に議論していただきたいと考えております。

次に、医療機関への支援についてお答えします。

令和6年度の病院事業会計決算におきまして、医業収益は増加したものの、医業費用がそれを上回る増額となったことにより、純損失は12億7,200万円と、前年度から6億3,100万円赤字額が増加し、市立病院は非常に厳しい経営を余儀なくされております。

閣議決定されました経済対策には、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う旨が盛り込まれていることから、厳しい経営状況にある公立病院への国の支援を強く期待しており、今後の国の動向を注視してまいります。

次に、マリンスタジアムの再構築についてお答えします。

ドーム化の再検討に至った経緯と今後の進め方及び球団からの要請に対する本市の受け止めにつきましては、関連がありますので、併せてお答えします。

千葉ロッテマリーンズからは、基本構想案骨子を公表した本年6月以降の状況として、暑さ対策への懸念、ドーム化を求める声といった社会的反響の大きさ、さらに国内プロスポーツスタジアムにおける命名権市場の変化を踏まえて、ドーム化の継続的な検討が必要であると強く再認識したとの説明がありました。

その上で、ドーム化に伴う追加投資は、球団を含む民間投資で賄うことを前提に、本市に対し、ドーム化の可能性を再度検討するための期間を確保してほしいとの要請があったものでございます。

本市が策定した基本構想では、民間投資によるドーム化の可能性を排除していないこと、市民球場としての機能を超える追加投資は民間負担が前提であることという考え方を示しており、これは今回の球団の要請と方向性が一致しております。

このため、本市としても、プロ野球の興行を担う球団の将来を見据えた判断、要請を重く受け止めております。

千葉ロッテマリーンズのホームタウンである本市としましては、球団の意向に応えるため、官民の役割分担や事業の仕組み、採算性などを含め、球団とともに知恵を出し合い、ドーム化の実現に向けて検討していくこととし、最大限の努力をしてまいります。

今後の進め方としましては、今年度末を目指し、屋外型スタジアムとドーム型スタジアムの双方について概略的な設計を行い、必要なイニシャルコストやランニングコスト等を大枠で把握し、両形式の事業計画を比較検討します。並行して、球団が中心となり民間資金の調達について検討を進め、これらの結果を踏まえ、スタジアムの整備形式の絞り込みを行います。

形式を絞り込んだ後は、その形式に基づく基本計画の検討を深めますが、それに先立って、検討過程を市民の皆様に説明する機会を設けてまいります。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

その後は、基本構想で示したスケジュールどおり、来年度中に事業実施の判断につなげてまいります。

これからも、球団や民間事業者、千葉県などの関係者と連携し、官民一体となって、まちに関わる全ての人から愛され、まちの誇りとなるスタジアムの実現を目指すことで、幕張新都心、ひいては千葉市全体の地域価値の向上にも資することができるよう、引き続き、取り組んでまいります。

次に、事前復興についてお答えします。

まず、取組の必要性についてですが、国では、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて、今年度、災害対策基本法や防災基本計画の改正が行われ、地方公共団体は復興事前準備に努めるものとされました。

大規模災害からの復興については、平時から必要な検討を進めておくことで、被災後、速やかな復旧、復興が期待できることから、事前復興の取組の必要性は高いものと認識しております。

具体的には、防災アセスメント調査による被害予測データなどを踏まえて、災害からの復興に関する考え方や、くらしとまちづくりの基本目標・基本方針などを事前に整理しておくことで、被災後には、実際の被害状況に応じた復興計画を速やかに策定し、復興のための取組を適切に進めることができます。

次に、取組の現在の状況と今後の予定についてですが、本市では、これまでに、地域防災計画において、復旧、復興に関する施策を迅速かつ計画的に実施するため、災害復旧復興本部の設置や組織体制について定めるとともに、くらし、都市、住宅、産業の復興を基本方針とする復興計画の策定について位置付けました。

また、復興事前準備に用いるデータの収集につきましては、昨年度から防災アセスメント調査を実施しており、今年度は、本市における被害が最も大きくなる千葉市直下地震を想定した人や建物などの被害予測を行っているところであります。

今後は、防災アセスメント調査の結果を踏まえて、大規模災害からの復興に向けた基本的な考え方をはじめ、目標や課題、対応方針などについて検討し、速やかな復興のための準備を進めてまいります。

次に、市街地復興の事前準備の現状と今後の取組についてですが、大規模な災害により市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災した地域社会の活動や生活の基盤を支えるため、早期に市街地復興を実施する必要があります。

そのため、現在、府内の市街地復興の事前準備に関する検討会におきまして、各部局等の役割分担を踏まえた復興の体制や、被害を踏まえた被災状況の収集・整理の方法、地域の意向把握の方法、市街地復興計画の策定、復興事業の実施に至る、復興を進めるための手順の検討を進めております。

今後は、防災アセスメント調査による大規模な洪水、内水氾濫、高潮、風害、地震による被害想定や、地震等に起因する火災の広がりを予測する延焼リスク評価の結果を踏まえ、それぞれの災害に応じた市街地復興の課題を抽出することとしております。

その後、これらを前提に、ちば・まち・ビジョンなどに位置付けた都市の将来像を踏まえて、被災時を想定した復興まちづくりの目標や、基本的な考え方、復興まちづくりの方針などについて検討を進めてまいります。

次に、地籍調査の取組状況についてですが、本市では、被災後の早期復旧・復興の観点から、東日本大震災において美浜区及び花見川区の一部で土地形状の変化などの被害が起きた地区を優先して、調査を行っているところであります。

昨年度は、事前調査を約3平方キロメートルの区域で実施しますとともに、境界立会等を約0.2平方キロメートルの区域で実施しました。

今年度は、事前調査を実施した区域のうち、約1平方キロメートルの境界立会等を実施しているとともに、完了した区域の成果を法務局へ送付するため、国や千葉県の検査を受けているところでございます。

また、計画的な地籍調査の実施に向けて、体制を強化するため、新たに専属の班を設置したところであります。

引き続き、国が令和11年度までを計画期間としている第7次国土調査事業十箇年計画期間内の調査完了を目指してまいります。

次に、秩序ある共生社会についてお答えします。

本市における今後の取組についてですが、本市の外国人住民数は現在、全人口の4%を超えており、今後も深刻な人手不足や在留資格制度の変更等によって、外国人住民数の増加や在留期間の長期化、多国籍化が見込まれる状況にあると考えております。

特に、介護や建設等の人手不足が深刻な分野においては、外国人材がいなければ、個々の事業者の事業継続が困難となり、結果として社会全体で提供されるサービス水準の低下を招くことが懸念されております。

また、急速な外国人住民の増加に伴い、一部の外国人住民の方による、言葉の壁から生じるコミュニケーション不足や、文化・習慣の違いから生じるごみ出しのルール違反や騒音問題など、日常生活でのトラブルも顕在化しております。

そこで、本市では、現在策定しております第2次実施計画の計画事業において、日本に入国して間もない外国人住民が早期に日本や地域社会に馴染むために必要となる日本語や生活ルールの習得を促進するほか、外国にルーツを持つ若者の学習やキャリア形成への支援を行うとともに、行政窓口や学校などでの円滑なコミュニケーションを支えるコミュニティ通訳・翻訳サポートの活動を強化する取組などを検討しているところでございます。

これらの取組を通じて外国人住民の地域社会への適応を促進することで、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

次に、フェアトレードの推進についてお答えします。

まず、本市のフェアトレードの取組についてですが、本市の特徴としましては、開発途上国における生産者や労働者が適正な賃金を得ることを通じて、生活の改善と自立を支援する、インターナショナル・フェアトレードに加えて、地産地消をはじめとした地場の生産者や産業の活性化を支援する、ローカル・フェアトレード、障害のある方が作られた製品やサービスを適正な価格で購入することを通じて、障害者の社会参加や自立を促進する、チャレンジド・フェアトレードの3つのフェアトレードを柱として取組を進めています。

推進体制としましては、市民・事業者等からなる、フェアトレードマーケットなどの普及啓発を担う、千葉市フェアトレード推進グループと、タウン認定に向けた準備を行う、フェアトレードタウンちば戦略会議、産学官等が連携し、取扱店舗の拡大などを担う、千葉市フェアトレードタウン推進協議会を中心に、取組を進めているところでございます。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

本市では、この推進体制のもと、3つのフェアトレードについて、市民、企業の皆様などと共に地域全体として継続的な活動につなげられるよう各種取組を進めているところであります。

次に、フェアトレードタウン認定の基準とその進捗状況についてですが、認定に当たっての基準として、推進組織の設立と支持層の拡大、運動の展開と市民への啓発、地域社会への浸透、地域活性化への貢献、地域の店によるフェアトレード產品の提供、自治体による支持と普及の6つの基準を満たすことが求められております。

具体的には、市民の皆様が参加しやすい場所でフェアトレードマーケットや啓発講座を開催し、普及啓発に努めるとともに、市民団体の協力の下で、実施したフェアトレード產品取扱店舗の実態調査では市内の店舗数が達成指標の100を超えるなど、基準である推進組織の設立と支持層の拡大から、地域の店によるフェアトレード產品の提供までの5つは、おおむね達成することができている状況であると考えております。

もう1つの基準であります、自治体による支持と普及につきましては、フェアトレードの理念に市民を代表する議会と市長が賛同し、支持する旨の意思表示を公式に表明することで、市民や市民団体、事業者、行政等が一体となり、地域全体としてフェアトレードの普及を図っていくことが求められているところでございます。

次に、超高齢社会における持続可能な高齢者施策についてお答えします。

まず、現状と課題についてですが、高齢化が進む中で、元気な方や働く方も増加しており、2020年の国勢調査では、本市の65歳以上の高齢者の2割以上、約5万人が就業しており、その5年前より約7,000人増加しています。定年延長や再雇用、地域活動など、引退ではなく役割を持ち続ける方が増え、このような状況に伴いニーズも多様化してきております。

人生100年時代を迎えた現在、健康寿命を延伸することが重要であり、介護予防や生きがいづくりなど、高齢者が安心して元気に活躍し暮らし続けられる社会をつくる必要があります。

また、子供世帯と同居しないひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えており、地域による支援の必要性が増している一方で、地域活動の担い手不足や地縁の希薄化などが進み、福祉の課題が一層多様化、複雑化しております。

こうした状況を反映し、高齢者施策にかかる事業費が増大しており、限られた財源を有効に活用し、高齢者の暮らしに必要な施策を改めて検討する必要がある状況と考えております。

次に、今後の施策展開についてですが、高齢者を取り巻く状況の変化やニーズを踏まえて、年齢を基準とした一律の給付や支援から、個々の生活や身体の状況に応じた支援により重点を置き、支援を必要とする人に必要な支援が届くような環境づくりを進めるとともに、高齢者が健康を保ちながら社会の支え手として活躍できるよう、施策を進める必要があると考えております。

そのため、廃止を含めた徹底した事業の見直しを行い、必要な場合は一定の自己負担のお願いも検討しつつ、例えば、介護予防事業については、誰もが参加しやすく、地域の身近な場所で多くの方が主体的、継続的に取り組むことができるよう、専門職が地域に出向く取組を強化するほか、生きがいづくりや地域活動を促進する取組を進めてまいります。

また、地域包括ケアシステムの中心的役割を担うあんしんケアセンターなど相談機能の充実や適切な介護サービスの提供などのほか、独り暮らしの高齢者を見守る持続可能な支援体制の確立に向け、検討してまいります。

事業目的や効果を検証しながら、選択と集中を図りつつ、限られた財源の中で適切に事業を

推進してまいります。

次に、宿泊税についてお答えします。

まず、千葉県との協議状況についてですが、先月10日、要望書を県に提出いたしました。

従来からの要望事項のうち、調整中でありました、千葉市少年自然の家の利用に係る課税を免除すること、県が取り組む観光振興施策については、市町村の観光需要に応じた事業を実施し、説明責任を果たすことの2点に加えて、新たに、市町村が個々の観光施策を着実に進めることができるよう、交付金の配分を手厚く行うとともに、個々の自治体が抱える観光課題に柔軟に使うことができるよう交付金の活用要件を見直すこと、市町村の独自課税分については、県が併せて賦課徵収事務を実施するとともに、市町村の事務負担及び経費負担の軽減に努めることの2点を要望いたしました。

県からは要望内容についてしっかりと検討していきたいとの発言がございました。

引き続き、要望内容の実現に向けて、県内市町村の動向を注視しながら、県と協議、調整してまいります。

次に、DMO支援の透明化についてですが、本年1月の、宿泊税導入に向けた市町村向け意見交換会において、県によるDMO支援の方法として、単一の市町村を区域として事業を行う、地域DMOについては、市町村を通じて支援を行い、複数の市町村にまたがる区域において事業を行う、地域連携DMOについては、県が直接補助金等により支援することが示されております。

今回、県に対して、県が取り組む観光振興施策については、事業内容を透明化するなど、しっかりと説明責任を果たすことを要望しているところでございます。

最後に、新湾岸道路についてお答えします。

コミュニケーション活動の内容と今後の予定についてですが、7月下旬から10月上旬にかけて、オープンハウス形式による説明会を市内8会場で延べ37日間、個別ヒアリングを13会場で延べ14回実施し、概略ルート・構造の複数案などに対する御意見を伺ってまいりました。

概略ルート案については、道路新設案であれば、交通の分散が図られ、渋滞の改善が期待できる、現在の国道や京葉道路などが被災したときの代替ルートとして有効な道路を整備してほしい、海岸沿いに道路を造ると、液状化の影響を受けるので現道拡幅案が良いなど、また、構造案につきましては、千葉市の魅力が向上するようなデザイン性の高い高架構造にしてほしい、住宅地は景観や騒音に配慮した地下構造にしてほしいなど、様々な御意見をいただいております。

今後は、国において、皆様からいただいた御意見を踏まえて、複数案の比較評価を有識者委員会でお示しする予定となっております。

引き続き、住宅地の生活環境や海辺の景観に配慮してほしいなどの皆様の声を国へ届けますとともに、本市にとってより整備効果の高い計画となるよう、国に働きかけてまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、病院事業管理者並びに教育長から答弁いたします。

○議長（松坂吉則君） 大木副市長。

○副市長（大木正人君） 市長答弁以外の所管についてお答えいたします。

初めに、事務事業の見える化についてお答えします。

まず、現在の検討状況についてですが、事務事業の全体像や各事業の概要の把握、すなわち、

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

事務事業の見える化を、できる限り既存資料を活用するなど、効率的に実施するための検討を進めております。

その一環として、今年度は、過去に実施していた事務事業評価と同等の事業単位であります、財務会計システムの中事業、約1,700を対象として見える化を行うことを想定し、課題の整理や、課題を踏まえた実施手法の検討を進めているところでございます。

次に、今後の予定についてですが、今年度は、課題や課題への対応策を整理した上で、事務負担の軽減に配慮しながら、財務会計システムの中事業を対象に、事業概要、予算・決算額などを効果的に把握する手法について検討を進め、令和8年度の実施に向けて準備を進めてまいります。

次に、公共施設の包括管理業務委託についてお答えいたします。

まず、公共施設の包括管理という仕組みの見解についてですが、包括管理業務委託は全国では80を超える自治体が導入しており、導入した自治体では、多数の施設を同一事業者が管理するスケールメリットによる管理委託費用の削減や、巡回点検時に軽微な修繕を同時実施することによる修繕件数の増加など、様々な効果が出ている事例があると聞いており、公共施設の効率的な維持管理手法の一つであると認識しております。

一方で、職員が発注している点検・修繕・清掃などの施設管理業務を、包括管理事業者へ施設横断的に委託するための事業費として相当の額を要することに加えまして、職員が直接施設管理を行わなくなることによる庁内の技術ノウハウの途絶の危険性や、市内小規模事業者への受注機会の確保など、導入に当たりましては解決すべき様々な課題があるものと考えております。

次に、本市での検討の方向性についてですが、保全事業予算の一元化や、エレベーターの法定点検一括発注など、施設管理の効率化を図る取組が一定程度定着している本市におきまして、包括管理業務委託でさらなる財政効果が得られるのかにつきまして、多角的な試算により確認することが重要と認識しております。

そのほか、技術の継承方法や市内事業者への影響などの課題につきましても、本市での職員の配置状況や修繕の発注方法などの現状を踏まえた慎重な検討が必要であると考えております。

このような考えの下、他市の具体的な事例や成果などにつきまして、今後、研究を深めてまいります。

次に、拉致問題についてお答えいたします。

パネル展アンケート結果を踏まえた取組についてですが、アンケートでは、パネル展へ来場いただいた19歳以下の割合が2.4%と低い状況であります、拉致問題を風化させないために、若年層の関心を高める必要がありますことから、若年層が訪れやすい夏休み期間にパネル展を開催することで、関心を持っていただけるよう努めたところであります。

また、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を知らなかったと答えた方の割合が70%と高かったことから、今月10日から始まる啓発週間に合わせ、1日からの1か月間、千葉都市モノレールの車内広告スペースにポスターを掲示し、拉致問題や啓発週間の周知を行っているところであります。

さらに、パネル展につきましては、来年2月10日から18日まで、本庁舎1階の市民ヴォイドにおいて今年度2回目の開催を予定しており、アンケートにもパネル展の実施について好意的な御意見が多く寄せられていることから、引き続き市民の関心を深めていくため、啓発に努

めてまいります。

次に、秩序ある共生社会についてお答えいたします。

千葉市内での土葬の制限についてですが、墓地、埋葬等に関する法律におきましては、埋葬いわゆる土葬は禁止されておりませんが、本市では、50年以上前から、現在の美浜区の全域、中央区、花見川区、稲毛区の市街化区域等を中心とした地域において、土葬を禁止しております。

また、公衆衛生や公共の福祉の観点から、禁止されていない地域におきましても、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例等におきまして、土葬ができる墓地は住宅等から100メートル以上離れてなければ新たに整備することができないよう規制しております。

なお、少なくとも過去10年、法で定められている土葬の届出の実績はございません。

次に、病児・病後児保育についてお答えいたします。

まず、これまでの取組状況についてですが、本市では、病気の子供を安全に預かる体制の整備を目的として、小児科等の診療所に併設する手法により、病児・病後児保育を展開しております、市内に10か所が開設されております。

これまで、施設の新規開設を促進するため、開設時の初期費用を軽減する改修費補助につきましては、国庫補助事業に市単独補助を上乗せして支援してきたほか、運営経費に対する支援につきましては、利用児童数に応じて加算するなど、施設経営の安定化を図ってまいりました。

令和6年度からは、利用児童数の変動によらない運営経費の基本額について引き上げを行ったほか、予約のキャンセルにより職員配置に余剰が生じた場合の回数に応じた加算を設けるなど、新規開設を促してきたところでございます。

さらに、令和7年度からは、開設当初の運営安定化を支援する市独自の補助制度を創設したところであります、こうした取組から、本年7月には、JR幕張駅前に新規施設が開設されたところでございます。

最後に、今後の取組方針についてですが、保護者を対象としたアンケート調査結果を基に試算したところ、今後5年間の需要見込みは現在の供給体制を大きく上回っております、市域内における施設配置のバランスなどを踏まえた上で、さらなる新規開設が必要な状況となっております。

特に美浜区におきましては、若葉住宅地区における大規模マンション開発により子育て世帯が急増している中、令和5年度末に1か所が閉室したことによりまして、区内に実施施設が存在しない状況でありまして、新規開設が喫緊の課題となっております。

今後は、今年度新たに創設した市独自の補助制度をさらに周知しながら、小児科医等への働きかけを強化するなど、早期の新規開設を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 橋本副市長。

○副市長（橋本直明君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、再生資源物の屋外保管についてお答えします。

まず、火災の発生及び延焼防止に向けた取組についてですが、雑品スクラップを取り扱う屋外保管事業場について、より厳格な保管基準を定めた規則改正を本年4月に施行することにより、火災の発生や延焼リスクの軽減対策を強化いたしました。

これにより、本市が許可している屋外保管事業場98か所のうち、雑品スクラップを取り扱う

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

旨の届出を行った53か所につきましては、10月以降、新たに定めた保管基準が適用されるため、順次、立入検査を実施しております。

立入検査では、火災予防対策や発災時の対応方法について確認しますとともに、保管場の構造や保管場同士の距離、消防活動の通路の確保など、新たに定めました保管基準の遵守状況を確認しております。遵守されていない事業場に対しましては速やかに新たな保管基準を満たすよう指導し、指導に従わない場合には改善命令も視野に厳しく対応してまいります。

また、雑品スクラップの届出がない事業場につきましても、その取扱いが確認された場合は、速やかに撤去するよう指導しており、引き続き、行政処分の適用も含め厳格に対応してまいります。

次に、許可更新に向けた今後の取組についてですが、条例施行前から事業を行っている、いわゆるみなし許可事業場につきましては、来年10月末が許可期限となっており、現在91か所が対象となっております。

これらの事業場に対しましては、今年度末を目指しに、許可更新に必要な書類や申請手順等を簡潔にまとめた説明用の手引きを作成し、来年4月以降、この手引きを活用しながら、事業場の設置者や責任者等に対して直接周知、指導を行ってまいります。

また、屋外保管事業場の多くは外国籍の方が運営しておりますことから、当該事業場向けに外国語版の手引きの作成や通訳の活用をするなど、適切に許可更新が進むよう努めてまいります。

今後、許可更新の審査に当たりましては、条例で定める欠格要件に該当する場合は更新を認めないこととし、該当しない場合であっても、条例の保管基準を遵守していない場合には、行政処分の適用など厳しく指導を行ってまいります。

次に、企業立地の促進についてお答えします。

まず、今年度の企業立地の取組状況についてですが、企業訪問活動は、現在までに既に1,000回以上実施しており、年間2,000回以上の訪問を実施した昨年度と同様のペースを維持しております。

事業計画認定件数は先月末時点で17件となっており、3年連続で過去最高を更新しました近年の同時期と比べますと、やや少なめではありますものの、誘致候補案件は順調に積み上がってきておりますことから、企業の投資意欲は引き続き高い状況であると認識しております。

また、産業用地整備支援事業の進捗につきましては、官民連携で進めているネクストコア千葉生実の開発許可を8月に取得し、9月から造成工事及び企業誘致に着手しております。

なお、これに続く産業用地の整備につきましては、ネクストコア千葉生実の分譲状況を見極めつつ、企業の投資意欲の時機を逃さないよう検討を進めているところでございます。

次に、補助制度見直しの方向性についてですが、本市の補助制度は、訪問活動により具体的な企業ニーズを捉えるとともに、他都市の最新の制度を勘案するなど、常にブラッシュアップを図ってきているところでございます。

今後も同様の考え方を維持しつつも、市内企業拠点拡充事業やオフィス環境整備に対する補助につきましては、コロナ後の投資意欲を十分に喚起できましたことから、一時的に緩和していた要件などの見直しを検討しております。

また、千葉県の立地企業補助金制度が充実してきたことも踏まえまして、本市の補助制度全体について、今まで以上に税源涵養や雇用創出効果を意識し、より効果的で効率的な補助制度

となるよう見直しを行っていくことを考えております。

次に、動物公園の料金体系についてお答えします。

まず、これまでの料金改定と効果についてですが、動物公園では、昭和60年の開園以降、消費税の改定等によるものを除きまして、これまでに2回の料金改定を行っております。

1回目は、平成28年4月で、収支の改善を目的に大人料金と駐車場使用料とともに従来の500円を700円としたほか、これに伴う子育て世帯の負担増への配慮等から、小中学生について無料とする改定を行いました。この改定は、ライオン展示場等の新規オープンに合わせて実施したこともありまして、来園者が13万人以上増加し、約1億3,000万円の增收となりました。

2回目は、昨年6月で、光熱水費などの物価上昇に伴い、大人料金と駐車場使用料とともに800円にしております。この改定では、園内唯一の屋内施設であります動物科学館が展示施設の改修で閉鎖していたこともありまして、来園者が前年度より約1万人減少いたしましたが、収入といたしましては約3,000万円の增收となっております。

次に、今後の料金体系の見直しについてですが、動物公園は、世界の動物に気軽に出会える場として市民の皆様に親しまれてきましたとともに、社会教育施設としても重要な役割を担つてまいりました。

特に近年は、自然破壊や地域温暖化など、野生動物への影響を含めました様々な環境問題が顕在化しており、また種の保存や環境教育の推進、さらにはアニマルウェルフェアの向上など、社会教育施設としての機能がより一層求められるようになっておりすることから、これらに応えた質の高い展示や、飼育環境向上の実現に向けて、再整備を進めているところでございます。

一方、魅力ある施設として持続可能な運営を行うため、中長期的な視点で収支改善に取り組む必要があり、物価上昇により増加する運営経費や社会経済情勢の変化も踏まえつつ、適切な時期に料金体系の見直しを検討することが必要であると考えております。

次に、訪日外国人旅行者の取り込みについてですが、動物公園の来園者数に占める訪日外国人旅行者の割合は、現時点では限定的なものと捉えております。

一方で、本市は成田空港や羽田空港からのアクセスが比較的良好であることに加え、東京都心部と比べて宿泊料金も割安であり、市内に宿泊する外国人旅行者は一定数存在しております。こうした状況を踏まえ、本市のSNSを通じた情報発信や、園内マップの配布など、引き続き多言語で行いますとともに、今後は、海外のツアーサイトを通じた入園券の販売など、外国人旅行者向けの新たな取組も検討してまいります。

次に、市営駐輪場の管理運営についてお答えします。

まず、管理費縮減に向けた対策についてですが、現在、本市が管理している147の駐輪場を、4地区に分け、地区ごとに管理業務を委託しております。

また、駐輪場の事前受付業務、料金収納業務、修繕業務などにつきましては、業務内容ごとに委託しております。

今後、地区ごとや業務内容ごとに行っているこれらの管理業務を一括して委託することにより、スケールメリットを生かし、管理費を縮減していきたいと考えております。

さらに、社会情勢の変化に伴う人件費上昇の影響を抑え、将来の管理費を抑制するため、駐輪場の機械化やシステム化を図ることを検討しているところでございます。

なお、管理運営とは別の事業で行っている、放置自転車の撤去、運搬、保管などの放置対策業務につきましても、管理業務と合わせて一括委託するなど、さらなるコスト縮減に向けた対

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

策も検討しているところでございます。

次に、オンライン化の検討内容についてですが、現在、定期利用の募集のうち、書面での手続となっているものを、今後は、スマートフォンやパソコンで、申込みから料金の支払い、利用登録の完了まで全ての手続が行えるオンラインシステムの導入を検討しております。

さらに、このシステム導入にあわせ、定期利用、一時利用ともに、駐輪場の空き状況をオンライン上で公開することも検討しております、これにより、管理棟へ問い合わせを行う必要がなくなるなど、利便性向上が図られるものと考えております。

また、現在、全ての一時利用で、現金払いのみで対応となっておりますが、今後、交通系ICカードやQRコード決済など、各種電子マネーに対応した精算機の設置を検討しております。

これにより、早朝や夜間を含め24時間円滑な御利用も可能となります。

なお、これらのシステム導入後におきましても、書面での手続や現金での支払いは、引き続き御利用いただけるよう対応することとしております。

次に、救急車の適正利用についてお答えします。

まず、現在の救急需要の増加状況と分析についてですが、本市における直近3年間の救急出動件数は、令和4年が6万6,892件、5年が6万9,155件、6年が6万9,429件で過去最高となりました。

このうち、救急搬送困難事案は、令和4年が9,210件で全体の13.8%、5年が9,327件で同じく13.5%、6年が8,862件で同じく12.8%となっており、おおむね9,000件程度で推移しております。

増加の主な要因といたしましては、高齢化の進展に加え、軽症者数の増加、頻回利用者や不要・不急な救急要請が含まれていると分析をしております。

次に、不適正な救急要請の抑制と救急体制強化に向けた取組についてですが、コミュニティケア事業者に頻回利用者の対応を委託し、電話による相談受付のほか、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センターの支援窓口を案内するなど、救急要請の抑制につなげております。

また、年々増加する救急需要に対し、昨年4月に救急隊を1隊増隊いたしましたほか、救急情報共有システムの医療機関一斉照会機能を活用することで、救急搬送のさらなる効率化を図っております。

さらに、転院搬送ガイドラインを医療機関に周知し、緊急性のない転院搬送を抑制いたしましたほか、千葉市救急受診ガイドやシャープ7119などの利用を広報することで、不要不急の救急要請の抑制に取り組んでおります。

最後に、選定療養費制度を活用した救急搬送抑制策についてですが、既に県域全体で導入している茨城県が9月に公表した検証結果によりますと、本年6月から8月の3か月間の救急搬送件数は、前年同時期比で8.3%減少、軽症者の搬送は19.0%減少しており、本取組を通じ、救急医療機関の適正受診、救急車の適正利用、救急電話相談の活用に関する住民の理解が広がったことで減少したものと分析されております。

選定療養費の徴収は救急搬送の減少に一定の効果があったものと承知しておりますが、本市での導入につきましては、救急車の利用者が、当該費用を徴収しない市外の医療機関への搬送を希望するなど、近隣市の医療提供体制に影響を及ぼすことも想定されますため、広域的な取組が必要と考えております。

また、真に救急搬送が必要な方が救急車の利用控えをしないよう、徴収する基準の整理が必

要であるほか、徴収する医療機関と患者とのトラブルなどの課題もあると認識しております。

今後も引き続き、他自治体での動向や検証結果につきまして注視しつつ、広域的な対応が必要であることから千葉県や関係機関とも課題等の情報を共有しますとともに、医療機関の意見も伺いながら、導入の可能性について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本恭平君） 救急医療の強化についてお答えします。

（仮称）幕張海浜病院における救急医療体制の強化についてですが、海浜病院では、令和元年7月の救急科開設以降、救急受入体制の強化に取り組んでおり、救急搬送受入件数が令和元年度の4,762件から、6年度は6,316件と、5年間で大幅に増加しております。特に海浜病院の強みである小児科の領域では、市内唯一の夜間二次医療機関として、365日24時間体制で新生児を含めた小児科救急患者を受け入れております。

（仮称）幕張海浜病院においては、小児科領域の強みを引き続き維持・強化していくとともに、増加傾向にある救急需要に対応していくため、さらなる救急医の確保に加え、呼吸器内科・外科の新設や整形外科、泌尿器科、内科の充実等後方連携となる診療科の整備など体制強化に取組、他院への転送事例を可能な限り抑制していくほか、医師及び救命救急士が同乗する病院独自の患者搬送車により、迎え搬送・送り搬送を積極的に実施するなど、本市の救急医療の強化、充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育長。

○教育長（鶴岡克彦君） 初めに、拉致問題についてお答えいたします。

学校における取組についてですが、千葉市立小・中・中等教育学校におきましては、アニメめぐみの活用による啓発を進めており、直近5年間の活用実績は、令和2年度はゼロ校、3年度が4校、4年度が6校、5年度が5校、昨年度が47校となっております。

また、毎年12月の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせた啓発を実施しているほか、内閣官房主催の、拉致問題に関する中学生サミットに、本市中学校生徒会が参加しております。

引き続き、児童生徒が拉致問題について関心を高められるよう、各学校において、アニメめぐみの活用促進を図るなど、周知啓発に努めてまいります。

次に、小学校における児童数の増加への対応についてお答えいたします。

まず、局所的な児童数の増加への対応についてですが、教室不足が生じることのないよう、余裕教室等の改修や校舎の増設、新設校の設置、もしくは通学区域の変更などの対応を行っております。

学級増の期間、校地面積や学校施設等の物理的条件などを考慮し、対応を検討しておりますが、学校により対応が限られる場合や多額の費用を要する場合もございます。

また、教室不足対応に伴い、余裕教室や運動場への影響、児童の通学負担の増加なども起こりうることから、引き続き学校及び地域の実情に即した対応を検討してまいります。

次に、若葉住宅地区における対応と開校に向けた準備状況についてですが、計画人口約1万人と開発規模の大きい若葉住宅地区における児童数の増加につきましては、新設校を設置し、既存の通学区域である打瀬小学校と分散して受け入れることとしております。加えて、新設する幕張若葉小学校は急激な児童数の増加を見込んでおりましたことから、計画当初より諸室の

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

転用や校舎の増設等を想定した施設整備を行っておりますので、開校後の児童数の推移を踏まえまして適切に対応してまいります。

開校に向けた準備状況につきましては、本年6月に地区住民全体を対象とした説明会を開催し、通学区域案などをお知らせするとともに、学校のホームページを開設し、新たに居住する皆様にも情報をお届けできるようにいたしました。

10月には、通学区域保護者を対象とした説明会を開催し、転入やアフタースクールの諸手続などについて案内を行いました。

来年4月8日に児童と共に開校式を挙行し、幕張若葉小学校をスタートさせるために、引き続き開校準備を進めてまいります。

次に、千葉大学旧国際交流会館・学生寮跡地の処分に対する対応についてですが、当該地の隣接する小中台小学校は、児童数約1,000人の大規模校であり、学校運営等に制約が生じているだけではなく、これまでに児童数の増加に対応するため、通学区域変更を行うなど、少なからず教育環境への影響が生じております。

仮に当該地に大規模な集合住宅が建設された場合、校舎の増設等により教育環境への負荷が増すことや、さらなる通学区域変更を検討せざるを得ない可能性がございます。

のことから、新たな住宅の児童を受け入れる余地をつくるとともに教育環境の改善を図るために、当該地の一部を取得できるよう、可能な限りの条件を提示し、千葉大学と協議を続けてまいりました。

しかしながら、価格面などの条件で折り合うことができず、本市への売却は困難との回答を受けました。

今後は、当該地の土地処分の状況を注視し、土地利用計画を踏まえまして、学校の施設改修や通学区域変更などの対応を検討してまいります。

次に、外国にルーツを持つ児童生徒への日本語指導についてお答えいたします。

まず、現状と課題についてですが、日本語指導が必要な児童生徒は、文部科学省の調査によりますと、この約10年間で1.9倍に増加し、本市におきましても、この5年間で1.5倍に増加しております。特に入国間もない児童生徒が急増しております。また、母語の言語数は全部で32言語にのぼり、母語別人数を見ますと、多いほうから中国語、フィリピン語、英語、次いで、ネパール語、スペイン語、ベトナム語となっております。

現状の施策としましては、日本語指導を行う加配教員の配置、外国人児童生徒指導協力員の派遣、日本語指導通級教室の設置、ボランティア団体による支援等を実施しております。

こうした日本語の指導、支援を通して、外国にルーツを持つ児童生徒が、安心して学校生活に適応できますよう支援するとともに、日本人児童生徒も相互に理解し学び合える環境の充実を図ることを目的として取り組んでおります。

しかしながら、日本語指導の補助に当たる外国人児童生徒指導協力員やボランティアが、各市立学校を訪問する頻度が週1回程度であるなど、集中的に初期の日本語を習得させるための指導体制が十分でないことが課題となっております。

そこで今年度、急増する初期段階における日本語指導を行う、プレクラスの設置を見据え、新たに日本語指導推進委員会を設置し、指導体制の再構築について検討を行っております。

最後に、プレクラス設置の時期を含めた今後の見通しについてですが、日本語指導推進委員会をこれまで2回開催し、プレクラスの対象や習得段階、通級期間等の検討を進めているところ

ろであり、引き続き検討を進め、今年度中に本市版プレクラスの構想を取りまとめる見込みとしております。

来年度は、日本語支援のための人材確保に努めるとともに、日本語指導のカリキュラム、受入れ時のアセスメントの開発、プレクラスの詳細を含む日本語指導体制について検討してまいります。

プレクラスの設置時期につきましては次期実施計画期間中を目標としており、設置に先立ち試行的な実施を検討するなど、可能な限り早い設置に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 伊藤隆広議員。

○14番（伊藤隆広君） ただいま、神谷市長をはじめ、両副市長、病院事業管理者、教育長より、丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

基本的な考え方は、おおむね理解いたしました。

2回目は順番を変え、意見、要望を述べさせていただきます。

まず、新政権発足による取組や本市への財政上の影響についてでございます。

御答弁で、高市新政権への期待を伺うことができました。私は高市早苗総理大臣誕生に向けて、これまで3回の総裁選、一生懸命戦って支援してきましたので、今回、このように国民から高い支持と期待を受けている状況を、非常に嬉しく思っております。

一方、税制改正による財源に心配があるということも理解ができますので、政権党の一議員として、機会を捉えてこういった面は働きかけてまいりたいと思います。

次に、市民生活にも配慮しながら、持続可能な都市運営を目指す取組について申し上げます。

まず、新年度予算編成についてです。

神谷市長の新年度予算に向けてのお考えをお伺いいたしました。

新年度の財政見通しは、一層厳しさが増すと御答弁がありましたが、そのような状況においても、市民や事業者に選ばれるまちづくりを進めていくことは、今後、少子高齢化のさらなる進行や人口減少を迎える中で、より重要性を増していくものと考えております。

あわせて、将来世代への負担にも十分留意する必要があり、効率的な財源の配分と、財源の確保が重要であると考えますが、様々な自主財源の確保に加えて、歳出においても、実施事業の厳選、いわゆる事業の新陳代謝をより一層進めていくことも必要なのではないかと考えます。

大変難しい予算編成作業になるものとは存じますが、神谷市長におかれましては、引き続き強いリーダーシップを發揮していただき、真に市民に必要とされる、また、本市の発展につながる施策を効果的に展開しながら、この難局を乗り切られることを期待するところでございます。

次に、第2次実施計画についてです。

御答弁では、現在、市民意見募集での意見等の反映などの検討を行うとともに、今後、計画事業の精査や、進行管理及び評価を適切に行うための指標の設定などの検討を進めていくとのことでございました。

まさに、基本計画と地方創生の取組の一体的な展開を図るため、総合的かつ戦略的なまちづくりを推進するための計画であると改めて認識したところでございます。

御答弁にもありましたとおり、本計画の進行管理や評価のため、指標の御検討なども今後進められていくとは思いますが、計画事業は、実施すること自体が目的化することにならないよ

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

うに、本市のまちづくりにいかに貢献や成果があったかを検証することが必要であると考えます。

そのため、KPIなどの指標の設定や評価手法などの検討に当たっては、できる限り具体的で説得力のある効果を測れる仕組みとしていただきますよう期待しております。

次に、事務事業の見える化についてでございます。

来年度の実施に向け準備を進められるという御答弁をいただきまして、安心いたしました。

先ほど、新年度予算編成に関する意見、要望の中で、実施事業の厳選をより一層進めていくことに触れましたけれども、事業の厳選には、まず、事務事業の見える化というものが不可欠であると考えます。

個々の事務事業について、どれだけの予算をかけて何を行っているのかを明らかにし、その次の評価により予算に見合った効果が上がっているのかを判断して、廃止・縮小する事業を見極め、実施する事業を厳選していく。こういった取組が本市財政の健全化につながっていくものと考えております。

加えて、こうした事務事業の見える化は、本市と国や県が実施している類似する事業でございますが、こういったものを見るようにする。そして、いわゆる二重行政が解消されるところにも資するものであると考えます。

本市事業と国・県事業の対比がしやすくなることで、本市の内部の部分最適にとどまらず、より広域的な視点からの効率化につながっていくものと考えます。

事務事業の見える化や、その先に行う評価は、極めて重要な取組と認識しておりますので、着実に進めていただくよう要望させていただきます。

次に、公共施設の包括管理業務委託についてです。

公共施設の包括業務管理委託については、その効果や課題、また本市の検討の方向性として、財政効果の確認や市内事業者への影響などの課題について理解をいたしました。

私が明石市を視察した感想としては、事業導入に当たっては関係者の、特に市内小規模事業者の理解が得られるかどうか、また受注機会を確保するためにどのような管理が必要なのかなどの疑問がありました。

明石市では協力会社の誤解、不安、不満を払拭するために、事前に丁寧な説明をして、中間マージンを載せない仕組みや安定的な発注について理解を得るとともに、個々の不満を解消するために早期に個別対応して協力を仰いでいると伺ってまいりました。

また、委託対象業務に施設の修繕が含まれておりますし、迅速、的確な修繕を実施できるメリットのほか、例えば、プールサイドの塗装を水泳部員の協力によって概算見積額の6分の1程度のコストで実施することができるなど、関係者とのコラボレーションによる事例等も紹介をされておりました。施設利用者が自らの手で直すことで施設への愛着がわくとともに事業費を軽減できる良い事例だと思います。

このような取組は限られた予算で必要な修繕に対応するために非常に有効な手段でありまして、特に、市内に多数ある学校や保育所の修繕を包括管理業務の対象とすることが肝であると考えますので、そのように、検討いただくよう要望させていただきます。

最後に、包括管理業務委託の導入の検討に当たっては、施設を利用する市民、修繕を実際に担う市内小規模事業者、現地で施設を運営している各課職員等の目線に立って、多角的な検討と十分な検証をすることなどにより、今後の研究を深めていただきたいと思います。

次に、超高齢社会における持続可能な高齢者施策についてでございます。

超高齢社会にあっては、支援を必要とする高齢者への施策を充実させる必要があるとともに、介護予防など健康寿命の延伸に資する施策も重要性が増していくことを改めて認識いたしました。

また、独り暮らしや高齢者のみ世帯が増えているとのことです、家族の絆や地域のつながりの大切さを市として訴えていくことも必要だと思います。

今後の高齢者施策においては、高齢者人口の増加に伴う事業費の増大という課題があり、事業内容や実施方法の見直しを図ることですが、これはかなり踏み込んで御答弁いただいたと思っておりますけれども、御答弁にありましたとおり、見直しに当たっては、事業の目的、事業の効果をしっかりと見極めていただいて、また、この見直しに際し、しっかりとこのメッセージを正しく届ける、間違えないということが非常に重要なと思います。当局においては、社会の様々な変化も踏まえて、高齢者も含めて全ての人にとて持続性のある効果的な施策を展開することを期待しております。

次に、動物公園の料金体系についてでございます。

動物公園が、今後も質の高い展示や教育活動を継続し、来園者の満足度を向上させていくためにも、入園料はもちろん、現在、無料としている市内在住65歳以上の高齢者についても、上野動物園やよこはま動物園ズーラシアのように有料化するなど速やかに見直しを進め、早い時期での料金改定の実施と、訪日外国人旅行者の取り込みに向けて積極的に取り組むよう、要望いたします。

次に、市営駐輪場の管理運営についてです。

社会情勢の変化にあわせ、スケールメリットを生かした管理業務の一括委託による管理費の縮減や、オンラインシステムの導入を検討しているとの御答弁であり、財政効果と利用者の利便性向上の両方に取り組んでいかれるものと理解いたしました。

さらなる対策も検討されているということでございますので、大いに期待しているところでございます。

これまでの項目は、持続可能な都市運営を目指す中で、とりわけ一層厳しさが増す、本市の財政状況を踏まえた中で、財政的な効果が期待できる項目でございます。

事務事業の見直しや、財政効果のある行政改革については、力強く応援させていただきたいと思いますので、その取組に期待させていただきます。

次に、外国人との共生社会に関する取組について、関連事業について申し上げます。

まず、秩序ある共生社会についてです。

第2次実施計画において、外国人住民が地域社会に適応できる施策の強化が検討されていると伺いました。

少子高齢化が進む中、社会経済活動を維持するためには外国人人材の受入れも必要ですが、市としては、外国人住民への適切なサポートを行い、文化や生活ルールを理解し、遵守してもらう取組が重要です。

地域社会の秩序が保たれ、日本人と外国人が共に安心して暮らせる環境が築かれることを期待しております。

また、国際化の進展により、宗教上の理由などから、土葬を望まれる方もおられます。

本市では、土葬に関して一定の規制があることは理解いたしましたが、今後、秩序ある共生

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

社会を推進する上で、土葬に関する地域住民との摩擦、土地利用の問題は無視できない課題になると考えております。

他の自治体でのトラブル事例などを踏まえ、本市においても、土葬に関する対応について、様々な観点から慎重に検討し、事前に整理しておく必要があると思います。

次に、再生資源物の屋外保管についてでございます。

御答弁にもありました、みなし許可事業場の多くは、外国籍の方による運営とのことであり、また、改善命令の対象となった事業場については、当局の複数回にわたる行政指導に従わなかった結果、命令に移行しているとも伺いました。

普段実施している立入検査の際にも、言葉や文化の違いが原因で、事業場の管理者や従業員に対して、指導内容の十分な伝達が難しい場合もあるのではないかと推察いたします。

これまで、改善命令を発出してもなお改善しなかった事例はないと言っていますが、そもそも、事業者が条例を十分に理解し基準を遵守していれば、命令自体を発出することはありません。

当局におかれましては、関係部局が連携し、引き続き事業者に対し適切かつ厳格に指導することを求めます。

次に、外国にルーツを持つ児童生徒への日本語指導についてでございます。

プレクラスの設置については、モデル事業の実施も検討しており、可能な限り早期の設置に取り組むと、前向きな御答弁がありました。

様々な言語や文化を背景に持つ子供たちが日本の学校で学び、互いの理解を深められるよう、サポート体制のさらなる強化を強く要望いたします。

これらの以上の項目は、外国人とともに同じ社会で生活していくために必要な取組であると考えます。

この種の施策については、これまで多文化共生や国際理解の枠組みの中やその延長で考え、対応してきたわけですが、現実的なこうしたアプローチで対応するには限界が来ていると考えております。

市長は先日、インターネットで配信している番組で、社会統合プログラムという文言について言及されておりました。

まさしく、我々はこの社会統合政策についてきちんと考え方整理し、実行していく必要があるのではないかと考えております。

多文化共生も大事な理念ではありますが、我々行政や議会が市民に対して果たす責任は、地域社会や生活の秩序を守ることであるはずでございます。

社会統合政策は、海外では一般的な取組ですが、我が国ではなかなか馴染みがない政策でございます。先日、市長があえて、インターネット番組でこの発言をされたということは、私は全面的に支持したいと思っておりますので、ぜひサポートさせていただければと思います。

最後に、その他の取組につきまして順次申し上げます。

まず、マリンスタジアムの再構築についてですが、今回の質問で、ドーム化の可能性を再検討するに至った経緯と、再検討に当たっての本市の受け止めを確認させていただきました。

また、基本計画の対象となるスタジアム形式を絞り込んだ後に、市民に説明をしていく方針が示され、この点について高く評価したいと思います。

市民の皆様からは、マリンスタジアムの再構築においても、新湾岸道路整備において採用さ

れているオープンハウス型の説明会を開催してほしいという御要望も寄せられておりで、今後は、開催方法を含めて御検討をお願いしたいと思います。

質問時にも申し上げましたが、ドーム化の可能性を再検討する際には、事業性の面からの課題も多いことも事実でございます。

市民球場を超える部分については、公的資金を投入しないというこれまでの姿勢を堅持した上で、千葉市全体の地域価値向上に資するよう、スタジアム再整備を進めていただきたいと要望いたします。

次に、事前復興についてでございます。

大規模災害からの迅速な復興のため、それぞれの事前の取組を着実に進められていることが確認できました。

大規模災害からの復興に当たっては、単なる原状回復にとどまらず、将来にわたる市民の安全・安心な暮らしと、活力あるまちの実現を目指すため、今後は、市街地の復興に限らず、社会・経済再建など、本市全体の暮らしとまちづくりについて定める総合的な事前復興に関する計画の策定についても前向きに御検討いただき、事前復興の取組をさらに進めさせていただくことをお願いいたします。

次に、拉致問題についてでございます。

拉致問題については、過去の市長の御答弁で、拉致問題は、現在も解決されていない我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、人権を侵害する許されない行為であると考えている。全ての拉致被害者が一刻も早く帰国できるよう、我が国が総力を挙げて取り組んでいく必要があるものと認識をしている。今後も、拉致問題解決の機運を高め、国や千葉県などと連携して啓発活動を行うと認識を答弁されており、本市の取組も、神谷市長になってから年々拡充されているものと承知しております。

一方で、政府の拉致問題対策本部では、都道府県及び政令市の取組状況について、毎年調査をしてそれを公表しておりますが、令和6年度における、北朝鮮による日本人拉致問題に関する理解促進活動の実施状況についてにおいては、29項目の取組が一覧表に公開されているんですけども、本市では、例えば、ブルーリボンバッジの着用やDVD上映会、講演会・集会など、25項目が未実施となっております。

これは多分、本市がやっていることをちゃんと報告すると、もう少し項目が増えるとは思うんですけども、本市としては、まだまだできるところがあると考えておりますので、引き続き、取組の強化を要望させていただきます。

また、学校における取組といったしまして、アニメめぐみの活用による啓発、これが、昨年度が47校とすごく件数が伸びています。これは非常に評価させていただきたいと思います。毎年数が増えていくというのは正直なかなか難しいところもあるかもしれないんですけども、非常に期待できる数字を昨年度出していただいたと思っておりますので、引き続きお願いをしたいと思っております。

次に、フェアトレードの推進についてでございます。

フェアトレードについては、私自身、およそ19年前、学生時代から数年間、東ティモール民主共和国が新しく国づくりを進める中で、経済的自立の基盤として取り組んでいたフェアトレードによるコーヒーの生産の販売支援に関わった経験がございます。ですので、そういう経験から、フェアトレードの重要性というものを強く実感しており、本市におけるフェアトレ

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

ド推進の意義についても深い関心を寄せているところでございます。

本取組は、単なるタウン認定の取得にとどまらず、市民が主体的に参加して、地域全体で国際理解や持続可能な社会づくりを実感できる重要な活動であると認識しております。

タウン認定の基準の一つとなる市議会の賛同につきましては、これまでの取組や具体的な基準の達成状況を議会全体として取り組めるよう、議会の求めに応じ丁寧な説明を行っていただきたいと考えます。

認定は、継続的に地域社会全体としてフェアトレードの推進を強化していく上で、大きなきっかけとなることから、引き続き、より多くの市民に取組の趣旨が伝わり、市域全体でこの運動が盛り上がることを期待しております。

次に、救急車の適正利用についてです。

増加する救急需要に対応するため様々な取組について承知いたしましたが、中でも頻回利用者対策については、対策による減少効果があるものの、新たな該当者がいるなど難しい面があると聞いておりますが、絶え間なく継続することを要望させていただきます。

また、選定療養費制度の導入については、広域的な取組や費用徴収時の明確な基準の設定など課題があることについては理解いたしましたが、導入をしている自治体もあります。救急車の利用抑制に一定の効果が出ておりすることから、制度導入の可否について、さらなる検討を進めたいということを求めます。

最後に、小学校における児童数増加への対応についてでございます。

局所的な児童数の増加には、学校や地域の実情に即した対応を検討することであり、小中台小学校の隣地における当局の取組は一定の評価をするところですが、その提案が千葉大学側に御理解いただけなかったとのことで、今後、教育環境にさらなる負荷が生じないか、懸念しているところでございます。

小中台小学校は、大規模校であるだけでなく、マンション単位での通学区域が変更されている学校、地域であり、当該地の利用計画によりますが、施設改修や通学区域変更などを行うに当たっては、当該地だけでなく、既に地域で暮らす子供たちにも十分に配慮した対応策が検討されることを求めておきたいと思います。

以上で、自由民主党千葉市議会議員団を代表しての質問を終わります。

長時間にわたりまして、御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 伊藤隆広議員の代表質問を終わります。

議事の都合により、暫時休憩といたします。

午後2時56分休憩

午後3時30分開議

○副議長（川合隆史君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表質問を続けます。立憲民主・無所属千葉市議会団代表、32番・麻生紀雄議員。

〔32番・麻生紀雄君 登壇、拍手〕

○32番（麻生紀雄君） 皆さん、こんにちは。立憲民主・無所属千葉市議会議員団の麻生紀雄です。

通告に従い、会派を代表いたしまして、代表質問を行います。

地域とともに市政を創るという市長の思いを受け、新しい市政への取組が進められてきてお

ります。本市の施策運営は、私たちが掲げる活動理念とも共通しており、私ども会派も、所属議員一人一人が、議員活動や地域の諸活動を通じて市民の皆様からの御指摘、御意見をいただき、市民満足度を高めるための活動をしているところであります。今後も、新たな視点や提案を私どもも積極的に行いながら、市政を前に進めるため、当局とともに研磨する関係性をさらに高めていきたいと思っております。

先日、会派としての思いを令和8年度の予算要望書として提出しましたが、我が会派としましては、千葉市の強みである大都市と田舎の二面性を併せ持つ特性を生かすとともに、郷土の歴史を大切にする取組を行い、オンリーワンの魅力を持つ千葉市を作りたいと思っております。また、来年度は開府900年という記念の年にも、議員改選後4年目になりますので、これを契機とした都市の魅力の発揮を目指していただき、これにも合わせて我が会派の色が出ていければと思っているところであります。

さて、今回は、生成AIを活用した地方行政・DX化についてなど、市民サービスの向上を中心に質問してまいります。

初めに、市政運営の基本姿勢について伺います。

まず、新年度予算編成についてあります。

神谷市長におかれましては、これまで、子育て・教育、高齢者福祉の充実をはじめとした市民福祉の向上とともに、地域経済の活性化や災害に強いまちづくりといった、都市機能の充実に向けた取組など、幅広い分野での施策について、着実な歩みを進めてこられました。

加えて、物価高騰への対応につきましても、市民生活や事業者の経済活動に大きな影響が出ている中、状況を見極めつつ迅速に対策を講じられ、市民、事業者の皆様の負担軽減に努められてこられました。

物価高騰が長引く中、人口減少社会の到来など、山積する課題への対応も必要な難しい局面ではありますが、我が会派としては魅力、活力にあふれ、選ばれ続ける千葉市となるために、物価高騰下においても、必要な分野には適切な投資を進めることが重要であると求めてきており、本市の強みを生かして、さらなる発展に向けた取組を進めるべきと考えております。

そこで伺います。

新年度予算編成に当たり、物価高騰が続く中における、未来への投資と都市の活力の維持についての考え方を、お伺いします。

次に、中期財政運営方針について伺います。

今年度末で現中期財政運営方針の期間が完了します。

これまで我が会派としては、財政健全化に向けた取組を引き続き着実に進めるとともに、未来への投資バランスも意識した財政運営を行うことを要請しており、方針に基づく各種指標を意識した財政運営を続けられてきたことを評価しております。

一方で、今後の財政は、市税収入の堅調な推移が見込まれるもの、社会保障関係経費のほか、物価高騰に伴う各種コストの増加など、多額の財政需要が見込まれるとともに、財政調整基金の活用可能額が限られているなど、より厳しい状況が見込まれております。

今後もこのような厳しい財政状況が見込まれておりますが、次期中期財政運営方針についても期待しております。

そこで、次期中期財政運営方針の方向性について伺います。

次に、第2次実施計画について伺います。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

実施計画は市政運営の基本方針を示す、基本計画の実現に向けた具体的な事業を示す計画であると認識しております。

本市を取り巻く状況としては、原油価格・物価高騰による市民生活や市内経済への影響、マリンスタジアム、市民会館などの再整備といった、未来への投資も含めた多くの課題が山積しておりますが、我が会派としては、引き続き、市民福祉の向上、都市機能の充実に向け、子育て・教育・高齢者福祉の充実、ＩＣＴを活かした日本一の電子市役所の実現による市民サービスの向上、災害に強いまちづくりなど、令和8年度からの第2次実施計画に基づく、誰もが安心と豊かさを感じられる千葉市の実現に向けた取組を期待するところであります。

市民生活に影響がある、具体的な計画事業の選定に当たっては、さきの千葉市長選挙において神谷市長が掲げた、市民との約束であるマニフェストが民意を反映した政策方針であり、尊重されるべきものと認識しておりますが、第2次実施計画の計画事業とマニフェストの関係について伺います。

次に、地球温暖化対策の推進について伺います。

2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会を実現するためには、市民や事業者など、多様な主体による意識の醸成や行動変容は不可欠であり、我が会派では繰り返し質問しているところであります。近年の猛暑日が60日を超えるような地域が多くあり、地球温暖化のスピードは止められない状況であります。

このような中、本市においては、千葉市地球温暖化対策実行計画に基づき、再エネ・省エネの積極的な導入など、温室効果ガス削減に向けた取組が推進されているところであります。市民として、住宅への太陽光発電設備や蓄電池の設置、窓断熱改修による助成のほか、エコメッセしばなど様々なイベント等により、意識醸成や行動変容に一定の効果が生じていると認識しております。

一方で、脱炭素を継続的に根づかせ、効果的な成果につなげていくためには、地球経済を支える数多くの事業者が主体的に参加し、実践していただくことが不可欠と考えており、本市としても積極的な支援が必要ではないかと感じております。

また、市域の事業者の中には、脱炭素の必要性を十分に認識し、意欲的に取組を進めているところも数多く存在しているのではないかと推察しております。

こういった先駆的な事業者の取組は、脱炭素の実践モデルとして非常に重要であるとともに、市民の意識醸成を含めた本市全体の取組を加速させる大きな力になるため、今後、このような事業者との連携を深め、普及啓発にもつなげていっていただきたいと考えます。

そこで、地球温暖化対策の推進について、2点伺います。

1点目に、事業者向けの支援について。

2点目に、事業者との連携による市民への啓発について伺います。

次に、千葉開府900年記念事業についてです。

千葉開府900年記念事業については、今年度が先行期間、来年度が記念期間と認識しており、千葉開府900年を目にする機会も徐々に増えてきました。

しかしながら、記念事業においてどのような事業が行われていくのかなど、事業全体の構成を含め、市民の認知が足りていないと感じており、さらなるPRが必要ではないのかと思っております。

また、開府900年を後世に残し、まちの未来を築いていくに当たっては、開府900年の取組を

一過性のものとするものではなく、その後の取組が重要であると考えます。

今後、記念事業においては、多くの取組が行われていくものと承知していますが、例えば、その中で制作したコンテンツを、これからどのように活用していくのかといった観点は重要であると考えます。

また、千葉市の夏の風物詩として毎年開催されている、千葉の親子三代夏祭りは、昭和51年の千葉開府850年の際に、記念事業への市民の自主参加を促すとともに、高度成長による急激な人口流入と、都市化が進む中で失われつつあったふるさとのイメージを残していくことを目的として開催が始まったものであると聞いております。

以降、50年にわたり継続開催され、今では、本市を代表する催事の一つとして多くの市民に楽しまれており、このように、何かしらの具体的な形で、記念事業を後世まで残していくことも欠かせないものと考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、記念事業全体の構成及び周知について。

2点目に、記念期間後の取組について伺います。

次に、総合政策行政についてです。

災害時応援協定の取組強化について伺います。

大規模災害により、避難所生活が長引く場合においては、避難所における物資が不足することとなり、避難所まで届ける必要があります。

物資の供給において、市の地域防災計画では、物資の輸送拠点を設置し、災害時において調達した物資、国や他の自治体からの救援物資を受入れ、保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うこととしております。

しかしながら、大規模災害が発生した際には、土砂崩れや倒木などにより、道路の交通が阻害され、物資輸送は言うまでもなく人命救助のための緊急車両の通行が困難となります。

そのため、道路上の障害物や瓦礫の撤去などを行う、道路警戒作業が重要となります。自治体のみでは対応が困難な業務が多くあると認識しております。

特に、令和6年1月の能登半島地震では、自治体と民間事業者の連携による様々な対応が行われたものと聞いております。

こうした連携を予め担保し、迅速かつ的確に市民の生命・財産を保護するため、本市においても、自治体間の相互応援協定をはじめとし、民間団体等と災害時応援協定を締結しているものと承知しております。

我が会派としても、その重要性を強く認識しているところですが、一方で、他の自治体では、実際の大規模災害時において、これらの応援協定が機能しなかったとの事例も聞いており、その実効性が求められるものと考えております。

そこで、2点伺います。

1点目に、これまでに締結した災害時応援協定について。

2点目に、今後の災害時応援協定締結における考え方及びこれまでに締結した協定における実効性向上の取組について伺います。

次に、総務行政についてです。

まず、職員の確保についてです。

本年10月に、本市人事委員会から職員の給与に関する勧告がなされました。今回の勧告では、

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

給与制度のアップデートについての勧告もなされています。この給与制度のアップデートというのは、社会と公務の変化に応じ、給料及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり、包括的に給与制度を見直すとしたものであります。国家公務員においては、昨年の人事院勧告により言及されておりましたが、本市人事委員会勧告においては、国と課題状況が同じではない中、引き続き検討するとしておりました。それを踏まえ、本市の実情や他団体の状況等について改めて検討した上で、今年の勧告がなされたものと、承知しております。

さて、給与制度のアップデートの具体的な措置の内容の1つとして、地域手当の大くくり化というものがあります。地域手当とは、地域ごとに民間賃金水準の違いを給与に適切に反映させるために設けられており、大くくり化は、国家公務員が地域をまたぐ広域的な異動を円滑に行う観点から、都道府県を基本として支給割合の級地区分を広域化するというものです。千葉市内に所在する国の機関で働く国家公務員においては、昨年の人事委員会勧告で地域手当が引き下げとなっており、今回の本市の人事委員会勧告においてもそれに準拠する内容となっております。地方公務員の給与制度は、国家公務員の制度に準拠しなければならないということは理解していますが、一方で、昨今の賃上げ基調の中で、手当が引き下げとなることには懸念も感じております。

本市を含め、国家公務員の地域手当の支給割合が引き下げる8政令市について、それぞれ今年度の人事委員会勧告の内容を見ますと、うち5市は国に合わせず、現行の地域手当の率を維持する内容となっているようです。人材獲得競争が激しさを増す中で、地域手当が引き下げるとなると、本市職員の採用にも少なからず影響があるのではないかと懸念しており、有為な人材確保のためにも、採用について、より効果的な取組を進める必要があると考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、千葉市人事委員会勧告の全体としての受け止めについて。

2点目に、現在の採用試験の実施状況と受験者を増やすための取組について伺います。

次に、日本一の電子市役所についてです。

まず、生成AIによる業務改善についてです。

生成AIをはじめとする人工知能技術は、今後さらに急速な進化を遂げることが確実視されており、人口減少が進行する我が国において、行政サービスの維持や地域社会の持続可能性の確保に向けて、極めて重要な役割を果たすことが期待されております。議会としても、先日、議員団研修会において、AI時代のリーダーシップ、議員活動を劇的に効率化する生成AI活用術と題した、生成AIを活かした議員活動の効率化などの研修を行っております。

国においては、令和7年9月、内閣に人工知能戦略本部を設置し、人工知能基本計画やAI法に基づく適正性確保に関する議論を進めていると聞いております。各地方自治体においても、行政内部の事務の効率化に向けてAIを取り入れる取組も進めていると聞いております。市役所でも生成AIを業務効率の改善のため、活用していくべきと考えます。一方で生成AIは学習データに基づいて新しいコンテンツを生成させ成長性を有していくことから、行政事務においては、セキュリティ一面など課題は多く感じますが、オプトアウト、いわゆる生成AIに学習させないことを指示することで防ぐこともできます。生成AI技術は、今後もさらに進展していくと言われておりますので、行政にもこれに乗り遅れることなく、様々な業務への活用の可能性を探っていく必要があると思います。

そこで、生成AIの活用による業務改善について、伺います。

次に、行政手続のオンライン化についてです。

自治体DXの取組として、国を挙げてデジタル化が推進される中、本市においても、千葉市行政デジタル化推進指針に基づき、様々な取組が進められており、24時間365日、自宅から申請できるオンライン化を目指し、役所に行かなくてもよい窓口を目指していることは承知しております。しかし、単に手続をデジタルに置き換えるだけでは不十分です。市民の皆様からは、オンライン申請の画面が複雑で使いにくい、結局、区役所に行かないと解決しない手續があるといった声も依然として聞かれます。

また、過去の答弁において、手続件数ベースで約8割の手續がオンライン化されている、という回答がありました。私が知り得ている範囲で、庁内自治会関係手續のオンライン化はほとんど進んでいない、事前申請、行事の実施報告など区役所に足を運ぶ機会がいまだに多く感じます。さらに、市民サービスを向上させ、窓口業務の負担軽減などを図るために、オンライン手續の種類を増やすことも重要と考えております。

そこで、行政手続のオンライン化の現状と今後の方向性について伺います。

次に、財政についてです。

市税等収入確保について伺います。

本市の令和6年度市税決算額は、2,119億円で前年度と比較して39億円、1.9%增收、過去最大の税収となっていました。税収が堅調な一方、従来からの社会保障関係費、市有施設の老朽化対策、物価高騰に伴う各種行政コスト等が増加していくことが見込まれているところであります。

また、我が国の景気は、先に内閣府から発表された月例経済報告によりますと、米国の通商政策による影響が見られるものの、緩やかに回復しており、今後の景気の先行きについては、雇用・所得環境の改善が緩やかな回復を支えていくことと期待される状況であります。その一方で、物価上昇の継続が個人消費や企業活動に影響を及ぼし、我が国の景気を下押しするリスクがあるという状況であります。

そのような経済動向が、本市の主要な財源である市税収入にどのように影響されるのか、見通しが気になるところであります。

また、市税等収入を確保するため、本市においては、これまでコンビニ納付、インターネットバンキングやQRコード決済等のキャッシュレス納付、インターネットを利用したウェブ口座振替加入申し込みといった納税者の納付の利便性を高める施策を推進してきたことについては評価いたしますが、今後においては、収入の確保を図るため、どのように取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。

そこで、3点伺います。

1点目に、本市の令和7年度の税収見込みはどのような状況か。

2点目に、令和8年度の税収見通しをどのように見ているのか。

3点目に、収入確保の取組について伺います。

次に、保健福祉行政についてです。

近年、高齢化や人口減少が進み、地域、家庭、職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まってきております。加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれております。

人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられ

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

たりする関係が循環する地域社会を作っていく必要があり、このような社会の実現のため、地域住民等と支援関係機関が協力して地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備していくことが求められています。

そのような中で、本市においては、福祉に関する様々な困りごとを受け止めて支援する、福祉まるごとサポートセンターが令和5年10月に開設されました。

この福祉まるごとサポートセンターが中心となって、困難なケースを抱える既存の相談支援機関と緊密に連携して、本市における包括的な支援体制の整備を進めているところと認識しております。

しかし、地域生活課題には、地域で日常的に直面する様々な問題が含まれており、福祉分野に限らず、幅広い分野にわたります。そのため、包括的な支援体制は、市全体の取組として、多方面にわたる施策を進めていく必要があります。

そこで、2点伺います。

1点目に、福祉まるごとサポートセンター開設から2年間の評価について。

2点目に、今後の体制、方向性について伺います。

次に、こども未来行政についてです。

本年4月に、こども・若者基本条例が施行されました。条例が掲げる基本理念や、こども・若者の権利の保障などの内容について、当事者であるこども・若者から大人にわたるまで、幅広い年代へ周知啓発を行い、その理解を深めることで、こどもや若者が自分らしく生き生きと健やかに成長し、幸せな生活を送ることができるよう、社会全体でこどもや若者を支える機運の醸成を図っていくことが必要です。一方で、条例を単なる理念の表明にとどめることなく、こども・若者を含めた市民一人一人が、自分ごととして捉え、こどもや若者の権利の保障や社会参画に確実に生かしていくこと、また、一人一人の立場や置かれている状況に応じて、それぞれの役割を果たすことができる社会を実現していくことが重要です。

市として、条例の基本理念等の周知啓発を進めることはもとより、条例があることで一人一人の意識や行動にどのような変化が生まれるのか、身近な生活において具体的にどのように生かすことができるのかといった点についても、市民に分かりやすく示し、各分野における条例の基本理念を実践的に取り組んでいくための議論を深めていく必要があると考えます。

そこで、3点伺います。

1点目に、条例内容の周知啓発について。

2点目に、条例に基づく各種施策の取組状況について。

3点目に、条例理念の実践が図られるよう、今後、どのような取組を進めていくのか、伺います。

次に、保育士確保に向けたなり手不足解消について伺います。

子育てと仕事を両立するためには、安心して子供を預けることができる環境を保障することが必要不可欠でありますことから、現在6年連続で達成している待機児童ゼロを将来にわたって継続していくことは非常に重要であります。また、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が令和8年度から本格的に運用開始となります。こうした新たな施策を市民の皆様の子育て支援に効果的に結び付けていくためには、各保育施設の環境整備を行政としても適切に支援していく必要があるものと考えます。

とりわけ、全国的な保育人材の不足が叫ばれる中では、保育現場で働き、子供たちの健やか

な成長に欠かせない存在である保育士の確保が必須であると考えます。多様化する保育ニーズを満たし、待機児童ゼロ継続や新しい施策への対応を円滑に進めていくためには、千葉市手当の増額などの処遇改善策に加えまして、第3回定例会の代表質疑でも会派として確認させていただきました、保育士のなり手不足につきましても、市として喫緊の課題と捉え、具体的な解決策の検討など、今まで以上に積極的な取組を速やかに進めていくことが必要であると考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、保育士のなり手不足解消策の現状と評価について。

2点目に、なり手不足解消に向けた具体的な対策について伺います。

次に、環境行政についてです。

本市では、現在、北清掃工場及び新港清掃工場の2清掃工場で可燃ごみの焼却処理を行っておりますが、現在の2清掃工場運用体制の安定的、継続的な運用を、今後も途切れることなく維持するため、平成27年12月に一般廃棄物処理施設基本計画を策定し、老朽化が進行している新港清掃工場の代替施設として、新清掃工場の焼却方式、施設規模、整備スケジュールなどについて定めていると承知しております。

この計画に基づき、旧北谷津清掃工場跡地において、令和3年度より新清掃工場の整備を進め、現在、試運転として11月よりごみの搬入を開始し、12月から3か月にわたって焼却し、令和8年4月の本稼働を迎える計画と聞いております。

また、市は、新清掃工場の建設をきっかけとして、周辺地域に残された豊かな自然環境等を活かしながら、持続可能な社会の担い手となる子供たちの健全な心身の育成や多世代交流、地域のさらなるにぎわい創出などを目的として、令和5年12月に、北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画を作成しております。

計画においては、令和12年度のオープンを目指したオートキャンプ場の整備等に取り組むこととしておりますが、活性化の取組を工場周辺のみならず、幅広く地域全体に波及する持続可能なにぎわいづくりにつなげるためには、拠点施設の整備とともに、地元自治会を中心に、幅広い関係団体等にも参画を呼びかけ、地域主体での運営体制づくりにも取り組む必要があると考えております。

そこで、2点伺います。

1点目に、本稼働に向けた取組について。

2点目に、北谷津地域活性化の取組について伺います。

次に、経済農政についてです。

女性の創業支援について伺います。

少子高齢化や人口減少の進展に伴い、労働力不足が深刻な社会問題となっている中で、地域経済の担い手として女性の参画が求められております。

例えば、国では、内閣府が毎年度、女性版骨太の方針、女性活躍・男女共同参画の重点方針を策定し、全国各地における女性の起業支援を推進し、女性の起業の裾野拡大等を図るとともに、女性起業家のさらなる活躍を後押しする旨を打ち出しているほか、経済産業省でも全国各地で女性起業家に対する支援を提供するネットワークを構築し、事業計画に対する助言や支援者とのマッチングに向けたビジネスプラン発表会等を実施する取組、ジラフスジャパンを進めています。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

また、民間の調査によれば、開業者に占める女性の割合は徐々に増えており、2024年度には25.5%と過去最高水準となるなど、機運は高まっていると言えます。

本市においても、2023年3月に策定された、千葉市経済成長・雇用創出ビジョンにおいて、女性起業家の活動を後押しし、女性起業家の増加を促進するため、マインド、スキル及びネットワーク等の様々な課題やニーズに応じた支援を行い、創業についての理解促進と創業機運の醸成等、女性の創業を応援・喚起する取組を実施しています。

そこで伺います。

本市は、起業を目指す女性への支援に積極的に取り組んでおりますが、現在の取組状況について。また、現状課題も踏まえ、今後の取組の方向性について伺います。

次に、千葉市食のブランド千についてです。

食のブランド千の制度創設以来、5年が経過いたしました。その間、数多くの認定品が誕生し、市長自らのトップセールス等、そのプロモーション活動にも力を入れていると承知しています。千葉市の食が市内外に広まり、生産者や事業者の所得向上につながるよう、千の取組には会派としても注目しているところであります。

現在、各種フェアやイベントでの販売に加え、そごう千葉店の地下食品売り場やJA千葉みらいのしょいか～ご千葉店等、集客力のある店舗においても認定品の農産物や加工食品の取り扱いがなされており、千ブランドの定着に大きな役割を果たしています。

一方、市民目線ではまだ認知度が不足している面もあると感じており、認定品が増えてくることで、ブランド力の向上や販路拡大につながり、商品同士のコラボレーションや新しい商品企画、生産者同士の交流など様々な相乗効果が現れてくることを期待しているところであります。

優れた市産品が揃い、本市の豊かな食があらゆる場所で売り出されることは、生産者や事業者として、市民にとってもメリットが大きいものと思います。

そこで1つに、認定品の現状について。

2つに、今後の取組について伺います。

次に、都市行政についてです。

支え合い交通であるグリーンスローモビリティは、これまで何度も何度も議会でも取り上げられているテーマであります。グリーンスローモビリティの利用者は、高齢者が多いと見聞きしておりますが、小さなお子様を連れた親子連れの方の買い物にも使われ、グリーンスローモビリティの運行時には、小さなお子様や小学生が手を振って応援してくれるなど、地域に根差した新たな交通のモビリティとして認知されてきていると考えております。

また、私の地元の都賀の台では、グリーンスローモビリティが運行されていますが、運営するボランティアスタッフの努力、例えば、週3日の定期的な運行を行うことや、買い物後の買った荷物を軒先まで届けてあげるといった思いやりの行動、持ち運び便利な手のひらサイズの時刻表を配るなどの創意工夫などにより、1日当たり平均利用者数が25人を超えるなど、利用者の拡大にもつながっています。都賀の台地区では、グリーンスローモビリティが地域に欠かせない必要な交通手段となっており、いよいよ本格運行への機運が高まっていると感じています。

また、令和2年度から桜木地区で実証調査が開始され、5年が経過しようとしています。桜木地区では、約4年間かけて、令和6年度に本格運行となっていることは承知していますが、

他の地区でもそろそろ本格運行への変更を検討するべき時期と考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、グリーンスローモビリティの取組状況と評価について。

そして、これまでの経験やノウハウを蓄積してきたことから、2点目に、グリーンスローモビリティの本格運行に向けた本市の方向性について、お聞かせください。

次に、街路樹のデータベース化の進捗についてです。

街路樹には、町並みに統一感を与えるなど良好な都市景観の形成や、空気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境負荷の低減、さらには、緑陰による快適な歩行空間の確保など、様々な機能を有しており、春にはサクラやハナミズキといった花や、この時期にはイチョウやナンキンハゼなどの紅葉により、私たち市民を楽しませてくれています。一方で、令和元年房総半島台風による倒木が多数発生したことの経験や、他都市における街路樹の倒木による痛ましい事故の発生など、安全な維持管理に対する市民の関心も高まっております。これまで成長してきた街路樹は植栽から年数が経過し、より適正かつ安全に管理していくことが肝要であると考えますので、街路樹に関する情報をデータベース化し、個々の街路樹の状況を細かく把握することが適切な維持管理を行う上で大変重要であるものと考えます。

これまででも、我が会派の代表質疑でも取り上げてきており、令和5年第4回定例会における当局の答弁では、個々の街路樹にナンバーを付与する個体識別管理の取組を進めるとともに、データベース化の具体的な内容について検討していくとのことでありました。

そこで、街路樹のデータベース化の進捗について伺います。

これまでの取組状況と今後の取組みについてお聞かせください。

次に、建設行政についてです。

建設行政のDX化について伺います。

先ほど、申請業務等の電子化について取り上げさせていただきました。

本市においても、来年1月から窓口での受付時間変更も予定されている中、これを補完するサービス向上の施策が必要であると考えます。市民・事業者へ向けては、引き続き良好なサービスの提供と、負担軽減を図ることが期待されています。

これは、各種申請・手続が多い建設行政においても同様であると思いますので、他都市の先進事例なども参考にしながら、可能な限りDX化を進めることができると考えています。まだ発展途上とは思いますが、国も導入の入口となる計画策定の推奨をしている中、全国的にも自治体によるDXの推進は強化されており、国の資料によりますと、令和3年度におけるDXを推進するための全体方針の策定状況は、都道府県では約60%、市区町村においては約13%となっておりましたが、令和5年度においては都道府県では100%、市区町村においても約50%へ増加しており、市民や事業者のサービスの質をより高め、また業務を効率化しようとする動きが着実に広がっていると認識しています。

そこで、市民や事業者の利便性向上及び業務の効率化に資する対応について伺います。

1つに、これまでの取組について。

2つに、今後の取組についてお聞かせください。

次に、建設行政における広報活動について伺います。

建設行政は、経済活動を支えるインフラ整備や近年の異常気象を伴う災害時の迅速な応急対応のほか、施設の老朽化への対応など、地域の安全・安心のために重要な役割を担っており、

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

より一層、取組を強化していかなければならないと感じております。

昨今の社会情勢においては、物価高騰や人手不足による影響が随所に見られ、建設業界においても人件費や工事費が急激に上昇するなど、今後もヒト、モノ、カネの確保が、さらに厳しくなることが想定されます。

のことから、インフラ整備に当たっては、限られた資源で最大限の効果が得られるよう、知恵を絞りながら迅速に事業を進めていく必要があり、そのためには、市民に事業の必要性をまず理解していくことが必要だと思います。

この度の下水道料金の改定においても、当局が改定の必要性や料金の仕組みなどを市民に丁寧に説明したことで、理解を得ることができたと考えております。

このように、建設行政の推進に当たっては、市民理解を得るための広報活動も必要な取組の一つではないかと考えます。

そこで、これまで各部署において広報活動を行っているとは思いますが、改めて、建設行政における広報をどのように捉え、取り組まれているのか、伺います。

1つに、広報活動に対する現状の認識について。

2つに、これまでの取組と今後について、お聞かせください。

次に、病院行政についてです。

次期病院改革プランについてお聞きします。

令和8年8月に新病院の開院を控え、新しい体制を目指す中、令和8年4月にスタートする新たな病院改革プランの策定に向け、現在準備が進められているところであります。

第5期プランは、令和4年度から6年度を計画期間とし、経常収支の黒字化を目標としており、令和4年度は黒字化したものの、令和5年度及び6年度は2期連続で赤字となり、累積赤字は49億9,100万円となりました。全国自治体病院協議会の調査によりますと、自治体病院の令和6年度決算の状況は86%が赤字となっており、物価や賃金の上昇に対応して診療報酬が上がっていないことが指摘されております。本市においても同様の要因から、医業収益は増加傾向にあるものの、医業費用がそれを大きく上回る増加となり、損失の増加となりました。

本市の市立病院の累積赤字が増えていますが、次期第6期病院改革プランにどのように反映していくのか、伺います。

1つに、プラン完成までの今後のスケジュールについて。

2つに、次期病院改革プランの検討状況、方向性について、お聞かせください。

次に、新病院への移転についてです。

築40年を経過した海浜病院は、長きにわたり地域の中核病院として重要な役割を果たしていましたが、施設の老朽化や機能更新の必要性が顕在化しており、このままでは十分な医療を提供し続けることが難しい状況にあります。こうした課題を踏まえ、将来にわたって市民に安心で質の高い医療を提供するため、海浜病院の機能を基盤とした少子高齢社会に求められる新病院を幕張新都心の美浜区若葉地区に移転新築することとし、令和8年秋の開院を目指し、準備を進めているところだと認識しております。

新病院の開院まで1年を切る中、移転準備は今後本格化していくと考えられます。特に、器具を装着している患者も含む搬送は、人命にも関わることから、安全な患者搬送に向けてどう取り組んでいくのか、そして、医療機器等物品の移設は、診療への影響をできるだけ少なくする必要がありますが、どのように取り組んでいくのか、伺います。

最後に、教育行政についてです。

学校教育における生成AIの利活用についてです。

近年急速に進化を遂げている生成AIは、既存情報を大量に学習し、それらを基に有用性の高い出力をすることが可能となりました。民間企業では、業務の効率化、高度化の観点で積極的に活用されており、学校現場においても、校務の効率化や質の向上など、教職員の働き方改革につながることが期待されております。

また、今後生成AIの活用が一層普及していく中、これらの時代を生きる子供たちがこうしたツールを正しく効果的に活用しながら、深い学びを実現していくことが重要となっております。

一方で、生成AIに活用するには留意すべき点も多くあることから、ルールや方針等を整備していくことが必要です。

国においても、現在、学習指導要領の改訂に向けた議論が進められておりますが、その中では、情報活用能力の抜本的向上が一つの大きな方向性と示されており、また、生成AIを含む情報技術の活用が深い学びにつながるよう、その好事例とともに、深い学びにつながりにくいと考える事例も発信すべきということが言及されていると承知しております。

そこでお聞きします。

1つに、学校教育における生成AIの利活用における現状と課題について。

2つに、今後の対応方針について伺います。

続いて、アフタースクールについてです。

これまで会派として、子供の安全・安心な居場所づくりと多様な体験、活動の機会の確保に向け、アフタースクールの早期の全校配置を求めてきておりますが、現在においては、第2期放課後子どもプランで定めた計画どおり、毎年10校ずつ支障なく導入されており、導入することが可能と見込まれる全ての学校への導入が完了することとされている令和12年度に向けて、順調に進められていると思われます。引き続き、早期の全校配置に向けた円滑な移行に努めていただこうことを期待しております。

さて、アフタースクールでは、希望する全ての児童に毎日の居場所を提供するほか、工作、季節行事、昔遊びなど体験プログラムにより、多様な体験や活動の機会と、プログラミング教室やサッカー、ドッジボール教室などの継続プログラムにより、継続的な学びの機会を提供しているところであります。

現在、全体の約半数の54校の小学校がアフタースクールに移行しており、各アフタースクールにおいて多くのプログラムが提供されておりますが、プログラムによっては参加者が少ないものもあるため、本来のアフタースクールの目的と合致していないなどの声が聞こえております。

そこで、そのプログラムについてお伺いします。

1つに、プログラム提供における評価と課題について。

2つに、プログラム提供における今後の取組について伺います。

最後に、小学校遊具の管理、更新、学校格差についてです。

さきのアフタースクールのほか、日頃地域活動にて学校に出向くことがあります、学校の遊具に格差があるのではないかと感じております。

一般的に、子供は遊びを通して、身体的、社会的、認知的な能力を身につけていきます。学

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

校教育における遊具は、子供の遊ぶ意欲を高め、運動能力や協調性、コミュニケーション能力、創造力や問題解決能力の向上に寄与するだけでなく、危険を予測、回避する力を身に着けることにもつながるものであります。このように、小学校遊具は子供たちの学校生活を豊かにする大切なツールとなっています。

一方で、老朽化が進み、管理更新が課題でもあります。この点については、令和4年第4回定例会や令和5年第2回定例会の一般質問において、遊具の状況を一覧で把握できるデータベースが作成されておらず、管理上の問題が生じていることを会派としても繰り返し訴えてきたところであります。加えて、学校全体の遊具の状況が把握できていないことで、学校間で設置状況に格差が生じており、未来の子供たちの日々の成長に影響を与えるものであると感じています。もちろん、小学校ごとに子供の数や校庭の広さが違うため、一律に同じ数の遊具を設置することは適当ではないと理解していますが、子供にとって、小学校は、平日の時間のほとんどを費やす場所であり、休み時間に友達と遊ぶことは子供の成長にとって大変重要であることを踏まえれば、学校間に大きな格差が生じないようにすべきだと考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、小学校遊具の管理、更新、学校格差の状況について。

2つ目に、遊具の管理、更新にかかる今後の取組について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。神谷市長。

〔市長・神谷俊一君 登壇〕

○市長（神谷俊一君） ただいま、立憲民主・無所属千葉市議会議員団を代表されまして、麻生紀雄議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、新年度予算編成についてお答えいたします。

物価高騰が続く中における、未来への投資と都市の活力の維持についてですが、従来からの社会保障関係経費の増大や、老朽化施設への対応に加えて、長期化する物価高騰の影響に伴う各種行政コストの増加や、市民生活や事業活動の影響への対応により、歳入の増を上回る多額の財政需要が見込まれるとともに、財政調整基金についても、近年の多額の取崩しにより、新年度予算に活用できる額は非常に少なくなっています。

このため、収支状況は一段と厳しくなるものと考えており、各種施策の実施に当たっては、より慎重な判断を要する難しい財政運営を強いられると考えております。

こうした厳しい状況ではありますが、本市としては、市民、事業者の皆様から選ばれ続ける都市となるよう、市民生活や社会経済活動の維持向上や、都市の魅力・活力をさらに磨き上げる施策について、限られた財源を重点的、効率的に配分することが重要であると認識しております。

この認識の下、新年度予算編成においては、学校体育館への冷暖房設備整備など、教育環境の整備、防災機能の充実を図るとともに、新病院開業に向けた整備を進めるほか、道路や下水道などの既存インフラ施設の老朽化対策を着実に進めるなど、市民生活の向上や、安全・安心の確保に向けた対策を講じてまいります。

また、千葉駅周辺の活性化などを引き続き推進し、本市特有の魅力・活力の向上と新たなにぎわいの創出を図るほか、道路ネットワークのさらなる強化により、地域間の連携の強化や、物流の効率化による都市の成長と渋滞緩和による地域の利便性向上などに取り組んでまいります。

す。

次に、中期財政運営方針についてお答えします。

次期中期財政運営方針の方向性についてですが、これまで現方針に基づき、市民サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう、持続可能な財政構造の確立に向けて、本市の発展に必要な投資を着実に推進するとともに、健全性を維持した財政運営に努めてきましたが、社会保障経費の増や市有施設の老朽化対応等に加え、近年では物価高騰による行政コストの増加などにより厳しい財政状況となってきており、今後も公債費や人件費のさらなる上昇が想定されるところであります。

現在の中期財政運営方針の後継となる財政計画は、新年度予算編成の内容と整合性を図る必要があるため、今後、予算編成過程の中で具体的な内容の検討を進めていくこととしておりますが、このような厳しい財政状況の中にあっても、引き続き持続可能な財政構造の確立を目指すという現方針の基本的な理念については、後継となる財政計画においても引き継いでまいりたいと考えております。

次に、第2次実施計画についてお答えします。

計画事業とマニフェストとの関係についてですが、任期における市政運営の基本的な方向性等を示す公約であるマニフェストについて、さきの選挙では、都市機能の中に緑と水辺を感じられ、セーフティーネットが働き、豊かなライフスタイルが実現する千葉市を目指して、10の未来ビジョンと15の約束を掲げました。

このマニフェストは、基本計画が掲げるまちの将来像、「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」と方向性を同じくしており、具体的にこれを実現し、地域をまもり、未来を創ることができるよう、マニフェストに掲げた政策を実施計画事業として、整理して落とし込み、位置づけております。

具体的に、地域をまもるための計画事業としては、災害対応体制の強化のため、避難所の環境整備など、災害に強いまちの基盤を整備すると共に、不登校対策や学校体育館の冷暖房設備の整備などの教育環境の整備などの取組を、未来をつくるための計画事業としては、千葉開府900年を契機とした市民の地域への誇り、愛着の醸成と主体的なまちづくりへの基盤づくりや、未来の人づくりとしてのアントレプレナーシップ教育の推進とともに、千葉駅周辺の活性化やマリンスタジアムの再構築など、将来の本市の都市の姿を形づくる取組を位置づけ、推進してまいりたいと考えております。

これらの事業は一例ではありますが、市民の皆様との約束であるマニフェストの政策項目について、実施計画事業において着実に位置付けることで、不確かな時代にあっても新たな時代を切り拓く道しるべとし、未来志向のまちづくりを推進してまいります。

次に、地球温暖化対策の推進についてお答えします。

まず、事業者向けの支援についてですが、脱炭素社会の実現に向けては、事業者の省エネや再エネへの取組を促進していく必要があると考えており、高効率の空調や照明設備導入など、省エネ設備の設置費等への助成や、千葉市産業振興財團と連携した脱炭素経営セミナーなどを実施しています。

また、昨年度からは、脱炭素に積極的に取り組む事業者等を支援するため、脱炭素推進パートナー支援制度を開始しており、昨年度に登録した事業者からは、約7割が省エネ等を推進しているほか、約6割が従業員への脱炭素化に向けた行動変容の啓発に取り組んでいるなどの報

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

告を受けております。

今後は、登録事業者の脱炭素化に向けたモチベーションの向上や取組の強化を図るため、脱炭素を積極的に推進している事業者を表彰していくとともに、優良事例の横展開を行うことにより、多くの事業者のさらなる機運の醸成に取り組んでまいります。

次に、事業者との連携による市民への啓発についてですが、脱炭素に向けた市民の意識醸成や行動変容を促進するためには、事業者との連携が不可欠であると考えており、環境教育など各種施策において進めているところあります。

具体的には、小中学校の環境学習重点実施校において、今年度は6事業者に御協力いただき、省エネ等に関する授業を行っております。

また、本年7月には事業者との連携協定に基づき、千葉公園駐車場にEV充電設備を設置していただいたほか、脱炭素先行地域推進コンソーシアム会員企業とともに、10月に幕張メッセで開催された、エコメッセ千葉2025において、脱炭素先行地域事業などの周知に努めたところあります。

さらに、ジェフユナイテッド市原・千葉が、ホームゲームでの割りばし回収・資源化事業を開始するなど、本市の取組を参考に、事業者独自の取組みを実施する事例も出てきています。

今後も事業者等との連携を図り、脱炭素社会の実現に向けた市民の意識醸成に取り組んでまいります。

次に、千葉開府900年記念事業についてお答えします。

まず、記念事業全体の構成と周知についてですが、多くの市民や企業、団体等といった皆様とともに、この歴史的節目となる時間と空間を分かち合うことで、千葉のまちとしての成り立ちと歴史を振り返るとともに、開府900年の記憶を後世へと語り継ぎ、残していくこと、そして、次の100年に向け、千葉市の将来像を共有し、その実現に向けてともに歩みだす契機とする目的で、千葉開府900年の象徴となるシンボル事業を実施してまいります。

また、本市の未来を担う人材育成や、市民の日々の営みと密接に関わる文化・スポーツ、そして、積み重ねられてきた歴史を通して、市民が新たな地域の魅力を発見し、さらには本市の豊かな未来を創造していくことを目的に、テーマ別事業を実施してまいります。

シンボル事業には、記念式典や記念まつり、千葉の親子三代夏祭り、記念パレードの開催に加え、記念モニュメントの制作や、今年度開催の千葉国際芸術祭2025を位置づけています。

テーマ別事業には、アントレプレナーシップの涵養を目的とした高校生対象の特別プログラムや起業家の海外展開に向けた実践研修、小学校向け教育コンテンツの制作・活用などのひとつづくり事業、市美術館の企画展や記念サイクリング・ウォーキング、ラジオ体操イベントといった、文化・スポーツ事業、加えて、この10月に完成しました郷土博物館のリニューアルや同館での特別展、まちの発展を紹介する映像制作などの歴史関連事業がございます。

なお、記念事業の展開に当たりましては、市や記念協議会が実施する事業に加え、市民、企業・団体など多くの皆様に開府900年を身近に感じていただきながら、全市が一丸となって、記念事業を盛り上げていけるよう、市民・企業等の皆様が開催するイベントや商品に、千葉開府900年を付したり、記念商品の販売やサービスを提供できるメンバーシップ登録制度を運用しており、先月末日時点では、171者の登録をいただいております。

事業の周知につきましては、これまで、公式サイトやSNS、市内イベントへの出展などによるPR実施を行ってまいりました。今後はこれらに加えて、市民の皆様の一層の関心を引く

ことができるよう、ビジュアル面での工夫や告知のタイミング、エリア等を考慮しながら、チラシやガイドブックの制作・配布、まちなかや公共交通機関での広告の実施、その他、各種広報媒体を有効活用することで、誰もが千葉開府900年を知り、関心を持ち、一人でも多くの市民の皆様が千葉開府900年に主体的に参画していただけるよう、取り組んでまいります。

次に、記念期間後の取組についてですが、開府900年に係る事業等取組を後々にまで伝えるために作成する記念誌とともに、この機に制作した教育コンテンツや映像を、子供たちの学びの場のほか、郷土博物館やイベント、インターネット等でも広く活用するなどしながら、郷土千葉のまちとしての変遷や、先人たちの努力によって作られた現在の千葉市の姿を見つめ直し、今を生きる本市に係る全ての人々が、100年後の千葉開府1000年に向け、まちへの愛着と誇りを胸に、共に歩んでいくことができるよう取り組んでまいります。

そしてまた、千葉国際芸術祭を開府900年のレガシーとして位置づけ、今後、トリエンナーレとして継続開催し、成長させていくことを通じて、歴史、文化、自然など地域の魅力を再認識し、共有することで、一人一人の創造性が開かれ、地域の新たなつながりが生まれ、地域そのものの活力が高まっていくことを目指してまいります。

次に、災害時応援協定の取組強化についてお答えします。

まず、これまでに締結した災害時応援協定についてですが、自治体との相互応援協定をはじめ、民間団体等との物資供給や災害復旧、医療衛生など多岐にわたり、本年10月1日時点で本市における協定締結数は243件でございます。

特に、令和元年房総半島台風等での長期停電を受け、停電復旧の連携や電気自動車からの電力供給に関する協定を締結したほか、これまでの災害における課題等を踏まえ、避難所の運営支援、温かい食事の提供、ドローンによる被害情報の収集に関する協定を締結するなど、民間団体等との連携を強化してまいりました。

次に、今後の災害時応援協定締結における考え方及び、これまでに締結した協定における実効性向上の取組についてですが、首都直下地震や想定最大規模の風水害等に対応するため、行政による公助の行き届かない部分を補完する手段として、民間ならではの専門的ノウハウや災害対応経験を生かした事業者とのさらなる連携強化を図ってまいります。

また、これまでに締結した協定における実効性の向上を図るため、年度当初に連絡先を更新するとともに、協定発動の可能性がある場合には協定内容に基づく体制の確保を求めるほか、協定締結団体と連携した避難所への物資供給等の訓練を引き続き実施してまいります。

さらに、協定締結団体等で構成される会議を定期的に開催するなど、平時からの連携や情報共有に努めてまいります。

次に、日本一の電子市役所についてお答えします。

まず、生成AIの活用による業務改善についてですが、生成AIについては、今後限られた行政資源で市民サービスの向上や業務の効率化を進めていくため、活用することが重要であると考えております。

全庁での活用を推進するため、令和5年11月に、利用に当たっての注意点等を記載したガイドラインを策定し、機密性の高い情報を扱わないことや学習機能を無効にすることを条件に、庁内業務でのチャットGPTの活用を可能とし、また、今年7月には、職員のパソコンからのアクセスが容易なC o p i l o t を新たに利用可能としました。

令和6年度末に庁内職員に対し、生成AIの活用状況に関するアンケートを実施した結果、

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

生成AIを利用していると回答した職員は約140人であり、そのうち約9割が負担軽減につながったとしているほか、文書要約や文書生成、マクロ等プログラムの作成等の業務に利用していることから業務効率化に一定の効果があったと考えております。

今後、さらなる活用のためにはセキュリティーの担保された専用の環境の構築が必要となります、相応の費用がかかることや、国においてもガバメントAIの構築を進め、将来的な地方自治体への展開を進めるとしていることから、国や他自治体の動向を注視しながら検討してまいります。

次に、行政手続のオンライン化の現状についてですが、受付件数が年間1万件以上の手続を優先的に進めており、手続件数ベースで約8割の手続をオンライン化しております。

なお、手続種別では、令和6年度末時点の調査において、全手続に当たる約2,000種のうち約4割となる約770種の手続をオンライン化しており、町内自治会を対象とした手続については約180種のうち約半数の手続をオンライン化しております。

また、オンライン化済みの手続が、実際にオンラインで手続された件数の割合は、令和6年度末時点で、52%となっております。

次に、今後の方向性についてですが、国の動向や他自治体の先進事例等を参考にしながら研究を進めていくほか、年間手続件数の少ない手続についてもオンライン化を検討するとともに、町内自治会を対象とした申請手續などについてもオンライン化を進めてまいります。

また、市政だより等を活用した積極的な広報や、オンラインで手続できることが市民に分かりやすくなるようホームページを工夫するなど、利用率の向上に取り組んでまいります。

次に、こども・若者基本条例についてお答えします。

まず、条例の内容を周知啓発することについてですが、条例の理念や内容を記載したリーフレットや、権利に関する事例を分かりやすく紹介した動画を制作し、広く周知しているほか、地域団体への説明やこどもに関わる機会の多い保育所や学校などへの研修を実施するなど、様々な機会を通じて条例の理解促進に努めているところであります。

また、先月に開催しました千葉市こども週間イベント、こどもまんなかフォーラムにおいては、こどもまんなか社会をテーマとした基調講話やパネルディスカッションを通じて、家庭や学校、地域などのあらゆる場面で、こどもたちが自分の思いや考えを表現できる機会を確保することの大切さや、大人がこどもの声に耳を傾けるだけでなく、一緒に考え、互いの立場や思いを尊重しながら、共にこどもまんなか社会をつくっていくことの大切さを来場者と共有したところであります。

加えて、条例の内容をこどもたちにも分かりやすく伝えるために、こども・若者の力ワークショップに参加した小中学生が、こどもの権利に関するクイズやゲームを実施するなど、大人だけでなく、こども自身も当事者として条例の理念について理解を深める機会となったところであります。

次に、条例に基づく各種施策の取組状況についてですが、こどもや若者の意見表明の機会を確保し、本市の施策等に関する意見聴取等を行うため、新たに、こども・若者会議を設置し、会議で出された提案については、全ての部局で構成される、こども・若者施策推進本部において、こども・若者会議の参加者自らが意見として表明し、現在、施策への反映に向けて検討を進めているところでございます。

また、今年度から、一時保護施設や児童養護施設に入所しているこどもを対象に、施設での

生活における悩みや不満、措置内容に関する考え方など、こども本人が行う意見形成や意見表明を支援する、意見表明等支援事業を実施しております。

このほか、子どもの権利を守るため、実効性のある相談機関として本年7月に、子どもの権利救済相談室を開設し、子どもが権利を侵害された場合には、迅速に救済し、権利の回復を図っているところでございます。

最後に、条例の理念を実践するための今後の取組についてですが、条例の理念を社会全体で推進し、実践して行くためには、子どもや若者一人一人が自らの権利について深く理解するとともに、子どもたちを支える家庭や学校、地域の大人たちが、子どもや若者の権利を十分に理解し、尊重する姿勢を持つことが重要であると考えております。

そのため、行政や学校をはじめとする関係機関が連携し、子どもや若者が、自分の考えや気持ちを自分なりの言葉や態度で表明できる環境を整えることや、子ども・若者と大人が条例の理念等を学ぶ機会を確保していくことが大切であります。

学校においては、現在実施している人権教育の取組に加えて、条例に掲げる理念や子どもの権利等について、教職員向け研修の充実を図るとともに、リーフレットや動画等も活用しながら、児童生徒が正しく理解できるよう取り組んでまいります。

このほか、関係機関との連携により、子どもと大人が共に学び、共に考える機会を提供するなど、あらゆる世代や立場の人々に対して条例の内容や基本理念の理解を広めて行けるよう、取組を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、病院事業管理者並びに教育長から答弁をいたします。

○副議長（川合隆史君） 大木副市長。

○副市長（大木正人君） 市長答弁以外の所管についてお答えいたします。

初めに、職員の確保の取組についてお答えします。

まず、千葉市人事委員会勧告の全体としての受け止めについてですが、本市人事委員会からは、今年度の給与改定に関し、平均3.1%の月例給の引上げや、0.05月のボーナスの引上げのほか、地域手当の引下げを含む給与制度のアップデートについて勧告がなされたところでございます。

地方公務員の給与は、民間企業の賃金、また、国や他団体の職員の給与などを考慮して定めなければならないとされておりまして、これらの状況を的確に反映させる仕組みとして人事委員会の勧告制度があるものと承知をしております。

また、今後も見込まれる厳しい採用情勢に鑑み、試験内容や採用ルートを含む試験制度の在り方の検討を進めるなど、人材確保の重要性についても併せて言及しております。

本市人事委員会勧告を踏まえ、国や他団体の状況などを考慮しながら、給与制度の適切な運用と人材確保に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、現在の採用試験の実施状況と、受験者を増やす取組についてですが、まず、採用試験の実施状況につきまして、大学卒相当の上級試験について申し上げますと、令和5年度は受験者が994人で競争倍率が3.7倍、6年度は受験者が876人で競争倍率が3.8倍、今年度は受験者が727人で競争倍率が3.4倍となっておりまして、令和5年度と今年度と比較すると受験者数は267人、26.9%の減となっております。

次に、受験者を増やす取組についてですが、職員採用の動向は、給与や休暇等の勤務条件の

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

ほか、民間の採用状況や公務職場に対する魅力など、様々な要因が影響するものと認識しております。

そのため、これまでも、初任給を含む月例給やボーナスの引き上げに加えて、育児や介護等の様々な状況にある職員が働きやすい制度の充実など、より良い職場環境の整備に取り組むとともに、これらの内容を大学への説明会や本市主催の職員採用説明会などで積極的に発信するなど、本市への関心を持っていただくなっています。

今後も、採用試験の実施方法についての検討も進めながら、受験生に千葉市を選んでもらえるよう、努めてまいります。

次に、市税等の収入確保についてお答えします。

まず、令和7年度税収見込みについてですが、個人市民税は、株式等の売買に伴う譲渡所得が増加したことから、また、法人市民税は、卸売り・小売業等の申告税額が当初見込を上回ったことから、ともに当初予算と比べて增收の見込みとなっております。

このため、市税全体でも、当初予算を上回る見込みであります、前年度決算と比較すると100億円を上回る增收を見込んでおります。

次に、令和8年度税収見通しについてですが、我が国の雇用・所得環境や税制改正の動向、米国の通商政策による影響を引き続き見極めていく必要があります、今後、8年度予算編成におきまして、より詳細に精査を行う必要がありますが、現行制度におきましては、市税収入全体としては堅調な推移が見込まれております。

なお、税制改正によりまして、税収や交付金等の本市の財源が減少するような懸念がある場合につきましては、国に対して代替財源を求める要望活動を行うなど、本市事業の執行に支障を来すことのないよう対応に努めてまいります。

次に、収入確保の取組についてですが、市税等の徴収におきましては、現年度分を過年度分に繰り越さないように取り組むことが重要であることから、納期内に納めていただくよう口座振替促進のため、Web口座振替受付サービスの対象金融機関にインターネット専業銀行3行を加えまして18機関に拡大をいたしました。

また、納期内に納めていただけなかった場合でも、納付書付き督促状の送付など納付しやすい環境を整えるほか、納付推進センターを活用した電話による納付勧奨を実施しているところでございます。

さらに、市民の方が日常的に使用している携帯電話にショートメールメッセージを送信し、文書催告への気づきを促すことで、催告の効果を高める取組を検討しており、引き続き市税等収入の確保に努めてまいります。

次に、包括的な支援体制の整備についてお答えをいたします。

まず、福祉まるごとサポートセンターの開設から2年間の評価についてですが、同センターは、本市の包括的な支援体制整備の中心的な役割を担う機関として、令和5年度に開設し、相談対応件数は増加傾向にございます。

これまでの相談対応を通じて、既存の制度では支援が十分に行き届かない事例や、複数の生活上の課題を抱えている事例、制度のはざまでどこに相談したらよいか分からない事例なども顕在化してまいりました。

このような困難ケースへの対応に向けて、同センターが複数の相談支援機関の役割分担などを調整しております、従前と比べ相談支援機関同士の連携が進んできているものと考えてお

ります。

また、相談支援機関が支援を行う上で行政内部の調整が難航する際には、同センターが中心となり府内調整を行うなど、相談支援機関をサポートしております。

これらの取組によりまして、同センターは、相談者の課題解決や、多くの相談支援機関がつながる体制の整備に貢献しているものと認識をしております。

次に、今後の体制と方向性についてですが、社会とのつながりが弱まっている相談者に対しましては、本人のニーズに応じて、就労やサロン、ボランティア活動などの地域資源につなぎ、つなぎ先がない場合には、新たな居場所を増やすなど、引き続き個別の困りごとに対応してまいります。

また、個別の対応だけではなく、同センターが支援を通じて把握した地域生活課題に対しまして、現行の支援制度だけでは対応ができない場合には、制度や運用を改善しさまを少なくする取組を進めるとともに、同センターと府内外の関係機関との連携をさらに強化し、どの窓口に相談しても必ず支援につながる体制を目指してまいります。

次に、保育士確保に向けたなり手不足解消についてお答えをいたします。

まず、現状と評価についてですが、子育てと仕事の両立支援として待機児童ゼロを継続していくことや、こども誰でも通園制度の本格的な運用開始など、新たな施策を実効性のあるものとするためには、保育士のなり手不足解消に積極的に取り組むことは非常に重要であると考えております。

これまでも、高校生の保育体験を通じた魅力の発信を行っているほか、修学資金等貸付や保育士資格取得支援などの各種支援も実施しているところであります。

こうした取組のうち、修学資金貸付では、貸付けを開始した平成28年度以降、在学中の学生を除き、これまでに418人へ貸付けを行い、そのうち約7割の276人が市内の保育施設等に就職しており、本市保育施設における人材確保につながっているものと認識をしております。

最後に、具体的な対策についてですが、保育士のなり手不足の解消に向けた取組として、現状の修学資金貸付額に、市単独で上乗せを行い、併せて新たな返済免除制度を導入するなど、より多くの保育士に市内保育施設で勤務していただくための施策を検討しているところでございます。

引き続き、これまでの各種支援を継続しながら、ＩＣＴを活用するなど、各施設の労働環境の改善につながる施策を実施し、市内保育施設における保育士のなり手不足解消に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 時間を延長いたします。橋本副市長。

○副市長（橋本直明君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、北谷津清掃工場及び地域活性化の取組についてお答えします。

まず、本稼働に向けた取組についてですが、清掃工場では、今月より1炉ずつ焼却を開始し、来月から2月にかけて3炉同時運転を行い、災害等で停電が発生した場合や、プラント機器等の不具合発生など、本稼働後に想定されうる様々な障害に対応できるための性能試験を実施いたします。

また、現在、試運転の実施に伴い、先月からごみ搬入車両が運行しておりますが、今後、段階的に搬入量や運行台数を増やしていくことから、引き続き運行状況を把握しつつ、近隣

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

の居住環境への影響に配慮した周辺道路の整備にも取り組んでまいります。

次に、北谷津地域活性化の取組についてですが、令和5年度に策定いたしました北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画に位置づけました事業では、環境学習拠点としての取組を推進するエリアマネジメントとわんぱくの森・プレーパークにおきまして、地域との連携を行うこととしております。

今年度の取組として、エリアマネジメントにつきましては、協議会の設立に向け、民間企業の知見を活用しつつ、町内自治会や近隣企業等との対話会を実施したところであります、引き続き、地域と伴走しながら、体制づくりに取り組んでまいります。

また、わんぱくの森・プレーパークにつきましては、12年度のオープンに向けて、まずは可能な範囲でイベント開催の実践を重ね、この地域における活動の在り方の検討を進めますとともに、町内自治会や子供に関わる関係団体にも参画を呼びかけ、地域主体での運営体制づくりを着実に進めてまいります。

次に、女性の創業支援についてお答えいたします。

まず、現在の取組状況についてですが、本市では、地域経済を持続的なものとし、活性化させるためには、女性の活躍が必要不可欠であると考えており、起業を今後の働き方やキャリア形成の選択肢の一つとして捉えていただけるよう、支援に取り組んでおります。

このため、令和5年度から、女性のための起業応援セミナーを開催しております。女性目線での起業に関する基礎的な知識の習得やネットワークづくりに主眼を置いており、今年度も定員を大きく上回る申し込みがあるなど、大変好評をいただいているところでございます。

また、本セミナーの成果発表の一環として、先月に、女性起業家フェスタを開催し、先輩女性起業家との交流や、個別相談会、ブース出展等を実施いたしましたほか、新たに、女性向け特定創業者研修を開催し、創業に関する専門的な知識を習得できる機会を創出いたしました。

これらの参加者に加え、創業を志す全ての方々を後押しするため、市のSNSやホームページを活用し、起業に役立つ講座や支援制度などの情報を確実にお届けするよう取り組んでおります。

次に、今後の取組の方向性についてですが、本市が実施するセミナーや研修は、毎回定員を超える応募をいただいておりますことから、本市における女性の創業機運は非常に高まってきておりと考えておりますが、こうした動きを一過性のものとせず、持続的な地域への活力へつなげて行く必要があるものと考えております。

このため、本市が主催する研修の定員などの見直しを検討いたしますとともに、他の支援機関が実施する特定創業者研修や、国や県も含めた創業支援の情報を引き続き一体的に届けていくことで、創業を志す女性がその時期を逸すことのないよう取り組んでまいります。

次に、千葉市食のブランド千についてお答えします。

まず、認定品の現状についてですが、市内の豊かな農産物や加工食品など、本市ならではの食の魅力を広く発信し、高付加価値化や競争力の強化、さらには事業者の販路拡大や所得向上につなげることを目的に、令和2年度に食のブランド千を立ち上げました。

ブランド認定に当たりましては、農産物、加工食品、食関連サービスといった幅広い分野を対象に、地域特性、独自性、持続可能性などを審査基準とし、現在までに農産物22件、加工食品21件、サービス6件、合計49件を認定いたしております。

今年度は、22件の申請があり、来月に第6回認定品の公表、2月にイオンモール幕張新都心

におきまして認定証授与式及び販売会を開催する予定でございます。

認定品が順調に増加していることによりまして、千のコンセプトの一つであるチームとしてのブランド力が発揮できる環境が整いつつあると考えており、引き続き、認定品創出に向けた商品開発の支援を行うなど、認定品の充実、強化を図ってまいります。

次に、今後の取組についてですが、認定品が順調に増加していることを踏まえ、認定品を一堂に紹介し、市内外の皆様にお選びいただける千オリジナルのカタログギフトの作成を進め、先月に販売を開始したところでございます。これにより、ギフト需要の取り込みや、新たな販路開拓につなげてまいります。

また、ホームページ、SNS、デジタル広告など、様々なデジタルチャネルを連携させ、消費者ニーズの分析に基づいた効果的なアプローチを行うことにより、多くの認定品の中からヒット商品の創出を目指すというものとして、デジタルマーケティングの取組を開始しております。

加えて、認定事業者などが実施する催事やフェア、パッケージやラベルの制作など、千の価値を高めるようなプロモーション活動に対して経費を助成する取組も開始いたしました。認定品を活用したフェアやイベントに加え、これらの取組を相乗的に推し進めることで、プロモーション効果を波及させ、ブランド全体のさらなる魅力や認知度の向上、販路の拡大につなげてまいります。

次に、グリーンスローモビリティについてお答えします。

まず、グリーンスローモビリティの取組状況と評価についてですが、グリーンスローモビリティは、現在、桜木、都賀の台、幕張ベイタウンの3つの地域で、地元のボランティアの皆様によって主体的に運行されております。

スポット的に公共交通へのアクセスが困難な地域等において、買物、通院、駅や区役所といった公共施設等への移動に利用され、公共交通を補完する柔軟な移動手段として定着しつつあります。

また、地域の高齢者の外出や車内での住民同士の交流を通じて、コミュニティーの活性化にもつながっていると評価しております。

次に、グリーンスローモビリティの本格運行に向けた本市の方向性についてですが、グリーンスローモビリティは、支え合い交通として、地域が主体となって運営しますことから、本格運行への移行には、ボランティアの確保、住民や企業との連携などによる、持続可能な運営体制の構築が必要でございます。また、ルートや運行時間帯などの運行計画は、地域住民のニーズを踏まえる必要があり、実証調査を通じて、計画の精度を高めることが重要でございます。

本市といたしましては、先進事例の共有も図りながら、地域の事情を踏まえた運営体制の構築や運行計画の作成など、本格運行に向けた地域の取組を今後ともしっかりと支援をしてまいります。

次に、街路樹のデータベース化の進捗についてお答えします。

これまでの取組状況と今後の取組についてですが、街路樹のデータベースを活用し、数量や現地の状況等を正確に把握することで、業務の効率化や、市民の皆様からの問い合わせ等への迅速かつ的確な対応も可能となると考えております。

このため、令和3年度から、緊急輸送道路を中心に街路樹のデータ収集を進めており、昨年度末時点で約3,000本の樹木の位置情報や樹種、樹高、状態などのデータを収集いたしました。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

また、収集したデータを効率的に活用するためには、実際の運用をイメージした使いやすいデータベースの構築が必要であり、情報システムを手掛ける事業者のソフトの開発についてヒアリングを行いますとともに、既にシステムを運用している他都市に、盛り込むべき項目や、運用上の効果、課題などを確認してまいりました。

今後も、引き続き街路樹のデータ収集を行いますとともに、機能的なデータベースの構築に向けて、検討を進めてまいります。

次に、建設行政のDX化についてお答えします。

まず、市民や事業者の利便性向上及び業務の効率化に資するこれまでの取組についてですが、建設行政におきましては、市民や事業者の皆様の手続を簡素化することや、業務の効率化を図るため、建築行為などに必要な基礎情報であります道路の幅員や、下水道の埋設の深さなどを本市ホームページで公開しております、さらに道路境界確定状況に関する情報を追加し、拡充を図ってきたところでございます。

この結果、窓口での対応件数が、公開前に比べまして、道路情報では約2割、下水道情報では約8割減少しているところでございます。

また、建設機械を運搬するトレーラー等の特殊な車両が公道を通行する場合に必要となる通行許可申請につきましては、令和2年度にオンライン化をしており、現在、利用拡大に向け、通行経路情報の電子化を進めているところでございます。

次に、今後の取組についてですが、建物の改築などで、排水設備の新設・改造を行う際の下水道の排水設備申請につきましては、年間約3,000件の申請を窓口でのみ受付ておりましたが、現在、オンライン申請のシステム開発を進めているところであり、来年4月から利用開始を予定しております。

また、年間約1,000件の申請がある特殊車両通行許可申請につきましては、引き続き、通行経路情報の電子化を進めますとともに、来月からキャッシュレス決済の利用開始を予定しているところでございます。

さらに、市営駐輪場の運営につきましては、定期利用の登録手続のオンライン化や、利用料金のキャッシュレス決済の導入に向け、検討を進めているところでございます。

今後も、市民や事業者の皆様の利便性の向上と、業務の効率化につながる、DX化の推進に努めてまいります。

次に、建設行政における広報活動についてお答えします。

まず、広報活動に対する現状の認識についてですが、道路や下水道などのインフラ整備や維持管理を持続的かつ円滑に進めていきますとともに、建設業全体の担い手不足などの各種課題の改善を図るために、より多くの市民の皆様に事業の目的や必要性について御理解いただくことが重要と考えております。

そのため、幅広い世代の皆様に興味や関心を持っていただけるよう、様々な形で情報発信を行いますとともに、市民の皆様とのコミュニケーションを通じて、市民ニーズの把握を行うなど、市民と行政の相互理解を深めるための取組を進めていくことが必要であると考えております。

最後に、これまでの取組と今後についてですが、市民の皆様の安全・安心な暮らしを支える社会基盤整備につきまして、事業の目的や効果、維持管理の取組などへの御理解を深めていただくため、本市ホームページや市政だよりによる広報、ユーチューブ等のSNSを活用した説

明動画の配信など、積極的な情報発信に努めているところでございます。

また、未来を担う子供たちや大人の皆様にも楽しみながら、土木を身近に感じてもらう体験型イベントなども行っております。

具体的には、土木の仕事に関するパネル展示や建設機械の乗車体験等を建設業界と連携して行います土木の日の特別イベントや、道路の利活用の可能性を感じていただくため、市役所前の歩道上でにぎわい空間を創出する、国道357号ステイストリートを実施しておりますほか、実験等を通じて下水道の仕組みを理解していただく下水道教室を開催しております。

さらには、小中学校を訪問し、道路の安全対策や防災活動の必要性等を講義します、出前授業や、高校生等と一緒に自転車の安全利用を呼び掛ける、街頭啓発などにも取り組んでいるところでございます。

今後は、市民参加や協働の機会創出につながる広報や、若い世代の皆様に建設業を職業の一つとして選択していただけるような魅力を高める広報など、建設行政の課題解決につながる広報につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本恭平君） 初めに、次期病院改革プランについてお答えします。

まず、プラン完成までの今後のスケジュールについてですが、第5期病院改革プランの評価や、新病院の開院効果を踏まえた収支シミュレーションなどを行うなど、現在、プラン案の策定作業を進めているところです。

今後は、来年1月に、附属機関である千葉市立病院運営委員会から意見を聴取し、2月にパブリックコメントを実施した後、3月末にプランを完成する予定です。

次に、次期病院改革プランの検討状況、方向性についてですが、次期プランの方向性として掲げる使命や基本方針は、これまでのプランを踏襲する予定ですが、厳しい経営環境を見据えつつ、収益確保と費用削減に向けた取組と、資金不足への対応を検討しています。

具体的には、病床利用率のさらなる向上や、新病院開院による診療体制の強化、診療報酬以外の収入確保による収益の確保、スケールメリットを生かした共同調達の推進等による費用の削減、電子カルテシステムの統合に向けた検討、資金繰り支援として創設された病院事業債の活用などに取り組む予定です。

しかしながら、近年の給与改定に伴う給与費の増、物価や労務単価の高騰による材料費、光熱水費、経費の増により、収支構造は非常に厳しいものとなっており、次期プラン計画期間における経常収支の黒字化は困難なことから、当面は赤字の縮小に取り組んでまいります。

次に、新病院への移転についてお答えします。

まず、安全な患者搬送についてですが、患者の搬送は、人命にも関わることから、患者の安全と安心を最優先に万全の態勢で臨む必要があると認識しております。

特に、医療機器を装着している患者など重症患者を搬送する場合は、医師・看護師等の医療スタッフが救急車に同乗し、ポータブルモニターや酸素ボンベなどを用いて、移動中も患者の状態を継続的に観察できる体制を整備し、安全に搬送できるよう検討を進めてまいります。

また、移転当日における搬送負担を軽減し、安全性を確保する観点から、計画的に入院患者数を調整し、移転直前には一定程度減少させる対応を行うほか、搬送に先立ちましては、シミュレーション訓練を実施し、搬送ルートの確認、役割分担、連絡手順、機材の操作方法などを

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

共有し、統一した手順に基づき各部門が連携するなど、患者と御家族の安心を第一に、安全で円滑な患者搬送を確実に実施できる体制を構築してまいります。

最後に、医療機器等物品の移設についてですが、安全性、確実性の確保と診療機能の継続を最優先に計画的に進めてまいります。

特に高度・精密な医療機器については、メーカーなど専門業者による取り外し、搬送、再設置、動作確認までを一貫して行う体制とし、安全性と機能の維持を確保してまいります。

搬送スケジュールや経路については、診療業務への支障を最小限に抑えるよう、順序や時間帯を調整しながら計画的に実施できる体制を構築してまいります。

また、事前に病院職員向けの説明会や現場確認、リハーサルを実施し、全職員が共通の理解の下で作業に臨む態勢を整えるなど、患者・職員の双方が安心して新病院での診療が開始できるよう、計画的かつ組織的に準備を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 教育長。

○教育長（鶴岡克彦君） 初めに、学校教育における生成AIの利活用についてお答えいたします。

まず、現状と課題についてですが、近年、飛躍的に発展・普及している生成AIにつきまして、市立学校における扱いを整理し、効果的な利活用を促していくことが、授業等の質の向上や教職員の働き方改革につながると考えております。

そこで、本年7月に、本市の方針として、千葉市学校教育における生成AIの利活用についてを策定いたしました。その中では、生成AIの具体的な利活用例や留意点等を示しており、まずは、教職員による校務での利活用を推進することとしております。

しかしながら、子供たちによる学習活動での利活用については、例えば、生成AIの出力をほぼそのまま自己の成果物として提出するなど、思考力の低下や適正な評価の阻害等につながる可能性も考えられますことから、今後、教育的効果や留意点等を十分精査した上で、その扱いを判断することとしております。

次に、今後の対応方針についてですが、授業等の質の向上や教職員の働き方改革に向けましては、来年度より、実証校を指定し、生成AIの効果的な利活用についての研究を行うことを予定しております。現状としましては、各種文書の素案作成や教材の推敲などで活用されておりますが、実証校での成果や課題等を検証しながら、さらなる優良事例の創出や各市立学校への普及を進めてまいります。

さらに、教職員を対象とした生成AIの研修を新設することにより、本市の方針や実際の操作方法、具体的な利活用例やその留意点などについて、理解促進を図ってまいります。

また、子供たちによる学習活動での利活用につきましては、現在、深い学びにつながるかを見極めるための検証授業を協力校において実施しているところであります。今後、その結果等を踏まえながら、効果的な利活用の方法や留意点などを整理した上で、改めて方針を示したいと考えております。

次に、アフタースクールについてお答えいたします。

まず、プログラム提供における評価と課題についてですが、体験プログラムにつきまして、昨年度は平均で約39%の参加率となっているほか、保護者へのアンケートでは、児童が、楽しい時間を過ごすことができている、様々な体験・経験の機会になっているとの回答を約80%の

方からいたただくななど、一定の評価を得ているものと認識しております。

一方、地域住民との交流の機会の提供を行うため、地域人材の参画を得たプログラムを月2回以上実施することとしておりますが、このようなプログラムを提供する地域人材が少ないことが課題となっております。

また、継続プログラムにつきましては、昨年度の参加率が約15%と低い状況にあり、保護者へのアンケートにおきましては、プログラムを利用していない理由として、子供が参加したがらないと回答いただいた割合が約56%となっていることから、児童のニーズに合ったプログラムの提供が少ないことが課題と考えております。

次に、プログラム提供における今後の取組についてですが、体験プログラムに対する取組としましては、プログラムの企画や運営、地域人材の発掘や活用に関する業務に特化した地域連携担当職員について、令和5年度から順次、事業者に配置を義務づけており、今年度におきましては全施設で配置されたところであります。

引き続き、地域連携担当職員が精力的に地域人材の発掘を行うことで、より多くの地域人材の参画を促すことができるよう努めてまいります。

また、継続プログラムに対する取組としましては、アフタースクールの運営委託契約におきまして、定期的にアンケート等を実施した上で、児童のニーズを可能な限り運営に反映できますよう事業者に対し求めているところですが、今後も、児童から聴取した意見を基にした魅力あるプログラムを企画するなど、プログラムの利用の増加に向けた取組を実施できますよう、事業者に対しまして働きかけを行ってまいります。

次に、小学校遊具の管理、更新、学校格差についてお答えいたします。

まず、管理、更新、学校格差の状況についてですが、遊具につきましては、各市立学校の設置状況などを一覧で把握できるデータベースを活用し管理しております。

安全点検につきましては、各学校による自主点検を毎月1回、業者による安全点検を2年に1回実施し、必要に応じ修繕しており、安全上支障がある遊具は、速やかに撤去を行っております。

ジャングルジムなどの大型遊具につきましては、寄附金の活用により、令和3年度から昨年度までの4年間で、ジャングルジム11基、雲梯6基、登り棒13基を設置いたしました。今年度は、ジャングルジム2基、登り棒2基の設置を予定しております。

ミニサッカーゴールや鉄棒などを除く大型遊具の設置数は、1基から2基の学校が敷地面積等の関係から4校、3基から4基の学校は57校、5基から7基の学校は47校となっております。

また、児童数に対する遊具の数の割合につきましては、大規模校では211人に1基、適正規模校では112人に1基、小規模校では39人に1基となっております。大規模校につきましては、プレハブ校舎を設置するなど、校庭のスペースを縮小せざるを得ない状況となっている学校もありますことから、増設につきましては課題があると考えております。

最後に、今後の取組についてですが、引き続きデータベースを活用し、定期的な点検により児童の安全を確保してまいります。

各市立学校の配付予算では対応が困難なジャングルジムなどの大型遊具につきましては、教育委員会が各学校の遊具の数や学校の規模、敷地面積、児童推計、学校の意向などを踏まえまして、優先順位をつけた上で、管理、更新に努めてまいります。

以上でございます。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

○副議長（川合隆史君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） ただいま、神谷市長をはじめ、両副市長、病院事業管理者及び教育長より、丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。

2回目は、一部順番を入れ替えて、意見、要望をさせていただきます。

初めに、新年度予算編成についてです。

長期化する物価高騰の影響に伴い各種行政コストが増加し、市民生活や事業活動の影響への対応により、より厳しい財政運営を強いられている状況ではありますが、市民、事業者から選ばれ続ける都市となるよう、本市の強みをさらに磨き上げる投資を行い、市民が安心して暮らせるまちづくりや、未来に向けて持続的に発展するまちづくりに取り組むとの、神谷市長の思いを伺うことができました。

新年度予算においては、こうした取組に注力することに加え、現状をしっかりと分析し、限られた資源を最大限に生かした未来を見据えたまちづくりを推進して、地域のさらなる活性化を取り組まれるよう要望したいと思います。

次に、災害時応援協定の取組強化についてです。

災害時に迅速かつ的確に市民の生命・財産を保護するため、引き続き協定の拡大化を図るとともに、それぞれの応援協定先と避難所運営委員会・自主防災組織との合同訓練など、地域との連携した訓練も実施されることを期待いたします。

次に、生成AIの活用による業務改善についてです。

令和5年にガイドラインが策定し、令和7年にはより利便性の高い生成AIを業務利用可能とするなど、積極的に取り組んでいることは大変評価いたします。さらなる活用には、課題があることは理解いたしましたが、労働人口の減少する中、行政サービスを維持していくためには、生成AIによる業務効率の改善に資する取組が継続されることを期待いたします。

次に、行政手続のオンライン化の進捗についてです。

手続のオンライン化に積極的に取組、全手続の約4割がオンライン化されていることは評価いたします。引き続き、オンライン化が可能な手続については、進めていただくことを期待いたします。さらに、オンライン化手続を普及するためにも広報にもしっかりと取り組んでいただき、行政手続は役所に行かなくても済む社会の実現を目指してほしいと思います。

私自身も地域活動をしておりますが、町内自治会を対象とした手続は、集会場建設や修繕をはじめ、防災、防犯や環境など様々な分野に及ぶ活動を支援するための補助制度が多く、市としては、補助金を交付する上で、証左書類を確認する必要がある、という実情については理解しているところであります。

しかしながら、自治会の加入率も減少し、高齢化等で担い手が不足する中、地域課題解決に懸命に取り組んでいる町内自治会の活動の負担を少しでも軽くするため、オンライン化も含め手続の簡素化や提出書類の削減などにも引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、千葉市食のブランド干についてです。

千の立ち上げから5年が経過し、認定品が順調に増えていることも評価いたしております。一方、認知度の向上に向けて取組が必要と考えており、新たな取組として、今般のカタログギフトの販売には期待いたしたいと思います。

次に、北谷津清掃工場及び地域活性化の取組についてです。

北谷津清掃工場については、地域の皆様の理解の下、令和3年度より準備を進めてきて、い

よいよ来年4月より本稼働を迎えることになりました。

新清掃工場は、これから数十年にわたって稼働することから、本稼働後も地域の皆さんに受け入れていただくためには、日頃から清掃工場や周辺環境に与える影響の懸念、例えば、排気ガスの浄化や騒音の抑制など、環境配慮の取組を丁寧に説明し、安全・安心な施設であることを理解していただくことが重要であると思います。

また、答弁にもありましたが、多くのごみ収集車両が周辺の道路を通行することから、近隣の居住環境への影響に配慮するため、周辺道路整備も着実に実施することを求めます。

さらに、北谷津の森・新清掃工場周辺整備事業による地域活性化の取組については、幅広い団体にも参画を呼びかけながら、地元自治会等とともに持続可能な運営体制づくりに向けた取組を進め、基本計画に位置付けた施設を核とした、周辺地域を含めたエリア全体のにぎわい創出にもつなげていくことを期待いたします。

次に、グリーンストローモビリティの本格運行に向けた本市の方向性についてです。

グリーンストローモビリティについては、地域の地域力向上につながる取組であることを評価するとともに、各地域の状況が異なることから地域の実情に応じて、地元の活動を支援しながら事業を進めて行くことを強く求めます。

次に、街路樹のデータベース化の進捗についてです。

我が会派では、かねてより街路樹のデータベース化を要望してきましたが、街路樹の適正な維持管理においては、データベース化は必要不可欠なものと考えており、データベースの早期実用化に向け、予算化するよう強く求めます。

次に、新病院の移転についてです。

病院の移転は、単なる引っ越しとは異なり、患者搬送や高度精密医療機器の移転など人命や診療にも影響を及ぼす、難易度が高く、慎重な検討を要する業務でもあります。移転まで残された時間で遺漏のないよう万全な体制での準備を進めていただくことを求めます。

次に、アフタースクールの運営についてです。

体験プログラムについては、一定の効果が認められており、評価いたしております。

地域の参画については、放課後子ども教室の役割を継承しているものであることから、地域人材の発掘を促進し、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを進めてほしいと思います。

継続プログラムについては、まだ利用率が低いこともあり、改善の余地があります。児童のニーズに応じたプログラムが提供できるよう、事業者への働きかけをお願いいたします。

次に、小学校遊具の管理、更新、学校格差についてです。

これまで求めてきた学校遊具のデータベース化に取り組んでいただいたことは、とても評価いたしております。

今後、遊具の老朽化が進み、撤去されたままとなっている学校があるなど、遊具の管理、更新をどのように行い、学校間の格差を解消していくのかが課題となっていきます。

遊具のデータベース化を活かしながら、クラウドファンディングを活用するなど、学校格差の解消に取り組んでいただくことを求めます。

最後になりますが、少し早いですが、来年も神谷市長をはじめ、行政職員の皆様、そして市議会の先輩、同僚議員の皆様のさらなる御健勝と、そして市民の皆様の御健勝と御多幸をお祈り申し上げまして、会派を代表しての質問を終わらせていただきます。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第4回定例会会議録第3号（12月3日）

長時間にわたり御清聴いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 麻生紀雄議員の代表質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労様でした。

午後5時20分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

千葉市議会議長 松坂吉則

千葉市議会副議長 川合隆史

千葉市議会議員 植草毅

千葉市議会議員 岩井雅夫